

都市計画法第6条の2に規定する
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

石巻広域都市計画区域の 整備、開発及び保全の方針

～災害に強く、活力・交流が生まれる
拠点ネットワーク型集約都市構造の形成～

令和7年6月
宮 城 県

石巻広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

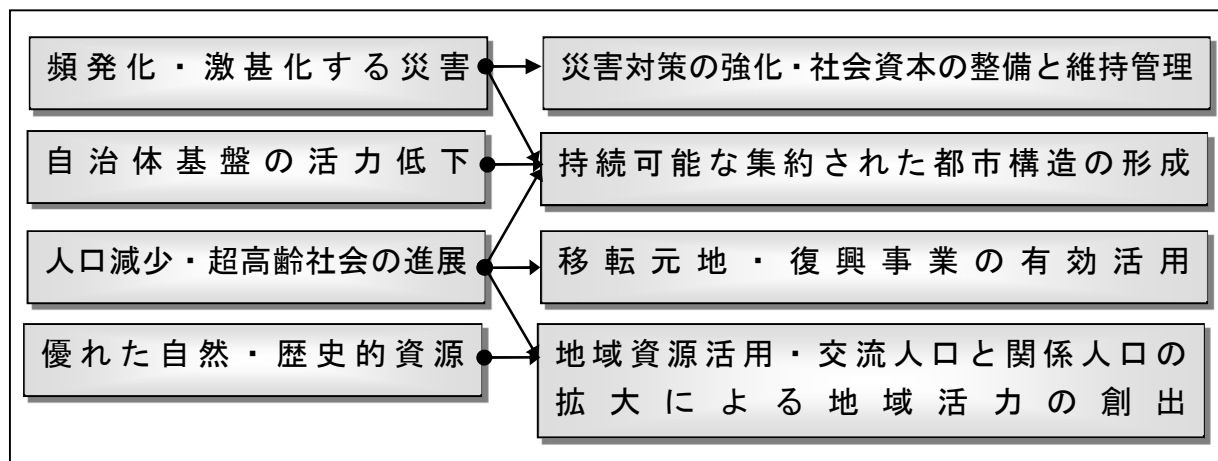
【 目 次 】

序 見直しに当たっての基本的な考え方	1
1 都市計画の目標	4
(1) 基本的事項	4
① 目標年次	4
② 都市計画区域の範囲及び規模	4
(2) 都市づくりの基本理念	5
① 都市づくりの基本理念	5
② 都市づくりの基本方針	6
③ 主たる市街地の方針	6
④ 社会的課題への都市計画としての対応	10
2 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針	12
(1) 区域区分の決定の有無	12
(2) 区域区分の方針	12
① 人口の規模	12
② 産業の規模	12
③ 市街化区域のおおむねの規模及び 現行の市街化区域との関係	13
3 主要な都市計画の決定の方針	14
(1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針	14
① 主要用途の配置の方針	14
② 市街地における建築物の密度の構成に関する方針	26
③ 市街地における住宅建設の方針	27
④ 市街地において特に配慮すべき問題等を有する 市街地の土地利用の方針	28
⑤ その他の土地利用の方針	30
(2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針	34
① 交通施設の都市計画の決定の方針	34
② 下水道及び河川・海岸の都市計画の決定の方針	39
③ その他の都市施設の都市計画の決定の方針	43
(3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針	44
① 主要な市街地開発事業の決定の方針	44
② 市街地整備の目標	44
(4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針	45
① 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針	45
(5) 防災に関する都市計画の決定の方針	51
① 防災に関する都市計画の決定の方針	51
□ 石巻広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 付図	52

序 見直しに当たっての基本的な考え方

(1) 都市づくりに求められている課題

石巻市、東松島市及び女川町から構成される県東部地区の現況・問題を踏まえるとともに、上位関連計画と整合を図り、県東部地区の都市づくりに求められている課題を整理する。



(2) 見直しの方針

都市づくりに求められている課題を踏まえて、県東部地区の都市づくりについて、以下5点の視点により見直すものとする。

- 人口減少・超高齢社会に対応した集約市街地の形成及び交通ネットワークの形成と、歩いて暮らせるまちづくりの実現
- 移転元地や復興事業で整備された宅地等の有効活用により、交流人口・関係人口を拡大し地域活力を創出
- 頻発化・激甚化する災害にハード・ソフト両面からの対策を講じ、安全で安心して暮らせるまちづくりの実現
- 富県躍進の実現に資する力強い産業の再生と創出
- 優れた自然・歴史的資源の保全と、これらを生かした観光・交流機能の強化

① 人口減少・超高齢社会に対応した集約市街地及び交通ネットワークの形成と、歩いて暮らせるまちづくりの実現

構成市町の人口は減少傾向にあり、高齢化率は引き続き上昇傾向にある。今後のさらなる人口減少・超高齢社会の進展に対応するためには、コンパクトな都市が交通ネットワークで接続されたコンパクト・プラス・ネットワークの都市構造の実現と、高齢者も含めた多くの人にとって暮らしやすい「歩いて暮らせるまちづくり」の実現が求められている。

県東部地区は、復興事業により鉄道駅と居住地が近接した集約市街地が形成され、従来の低密度で拡散された市街地の方向性を改め、暮らしやすさの向上とともに、環境負荷の低減等、SDGsの推進に資するよう、居住地や都市機能を集約した拠点形成による都市構造の実現を図りつつ、これと連携した公共交通ネットワークの充実を図る。

② 移転元地や復興事業で整備された宅地等の有効活用により、交流人口・関係人口を拡大し地域活力を創出

県東部地区では、復興事業の移転元地及びその周辺の活用や、復興事業による公営住宅の空室、高台住宅地の空き宅地等の有効活用が課題となっている。移転元地及びその周辺を産業、観光、農業の各用途として有効活用し、交流人口の拡大を図る。

また、人口減少・超高齢社会においても地域コミュニティを維持していくため、住民主体のまちづくりに加えて、関係人口の増加や移住・定住への取り組みを促進し、新たなまちづくりの担い手確保を図る。

③ 頻発化・激甚化する災害にハード・ソフト両面からの対策を講じ、安全で安心して暮らせるまちづくりの実現

平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、太平洋沿岸に位置する県東部地区は甚大な人的・物的被害を受けた。この東日本大震災からの復興として、防御施設や避難路の整備、高台移転等による居住地の確保等が行われ、新たなコミュニティが形成された。今後はその維持と充実が求められるとともに、引き続き東日本大震災の記憶・伝承などのソフト対策を推進する。

近年、頻発化・激甚化する水災害に対応するため、流域の様々な関係者が連携し「流域治水」の取組推進によるハード・ソフト両面からの対策を講じ、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進する。

④ 富県躍進の実現に資する力強い産業の再生と創出

県東部地区は東日本大震災により産業についても大きな被害を受けたが、生活再建と合わせて産業も回復傾向にある。そのため、全線開通した三陸縦貫自動車道を中心とした道路ネットワークの活用と周辺道路の整備を行い、既存用地に加えて移転元地及びその周辺を中心とした新たな産業系土地利用を促進する。

国際拠点港湾である仙台塩釜港（石巻港区）（以下、「石巻港区」という）や工業拠点等への企業誘致による産業の振興を図る。また、本県の水産業をけん引する県東部地区の漁港やその背後地を水産物の安定供給を果たす拠点として持続的発展を目指す。

また、製造品出荷額等の向上に寄与する産業拠点の形成とさらなる充実のため、産学官の連携による地域産業の高度化や新たな産業創出を図る。

⑤ 優れた自然・歴史的資源の保全と、これらを生かした観光・交流機能の強化

本県では地域経済の活性化に向けて、訪日外国人も含めた観光客の増加や交流人口の拡大等を目指していることから、県東部地区においても観光・交流機能の一層の促進が求められている。県東部地区は、日本三景である特別名勝松島や三陸復興国立公園に代表される恵まれた自然・歴史的資源等を有しており、これら資源の保全を図るとともに、これら資源を生かした観光・交流機能の強化として、観光客の受入環境の向上に資する都市基盤の充実と、訪れる国内外の人々の様々なテーマに対応する公民連携による取組を推進する。

1 都市計画の目標

(1) 基本的事項

① 目標年次

本方針の見直しに当たり、「都市づくりの基本理念」、「主要な都市計画の決定の方針」については令和2年を基準年に令和22年を想定し、「区域区分」については令和12年を想定する。

② 都市計画区域の範囲及び規模

石巻広域都市計画区域（以下、「本区域」という）の範囲及び規模は、次のとおりである。

□ 都市計画区域の範囲及び規模

区 分	市 町 名	範 囲	規 模	備 考 (行政区域)
石 巻 広 域 都市計画区域	石巻市	行政区域の一部	13,014 ha	55,455 ha
	東松島市	行政区域の全域	10,130 ha	10,130 ha
	女川町	行政区域の一部	3,851 ha	6,535 ha
	合 計		26,995 ha	72,120 ha

資料：令和5年全国都道府県市区町村面積調（国土地理院）、都市計画現況調査（国土交通省）

注）石巻市の行政区域面積には河北都市計画区域（非線引き）を含む

また、本区域の将来の人口のおおむねの規模を次のとおり想定する。

□ おおむねの人口

区 分	基準年	令和12年	令和22年
都市計画区域内 人 口	151 千人	おおむね 133 千人	おおむね 117 千人

資料：国勢調査、都市計画基礎調査

注）基準年は令和2年値（国勢調査、都市計画基礎調査）

(2)都市づくりの基本理念

① 都市づくりの基本理念

今後、急速な人口減少と超高齢社会の進展が見込まれるなか、拡散した市街地のままで人口が減少し、居住地が低密度化すれば、生活サービスの提供が困難になりかねない状況にある。今後とも、豊かさを実感できる健康で快適な生活環境を実現するとともに、財政・経済面において持続可能な都市経営を可能とするためには、居住地や都市機能の集約と、それと連携した公共交通ネットワークを確保するコンパクト・プラス・ネットワークの都市構造の実現により、環境負荷の低減等、SDG s 推進に資するまちづくりを推進する。また、地域コミュニティ維持のため、住民主体のまちづくりに加えて、関係人口の増加や移住・定住への取組を促進し、新たなまちづくりの担い手確保を図る。

本区域は、東日本大震災により壊滅的な被害を受けたが、沿岸部の多重防御施設の整備、高台への住宅移転等、新たなまちづくりが進められたが、空き宅地等の利活用が課題となっているため、今後は、その有効活用を含めた移転先でのコミュニティの維持を図っていく必要がある。一方で豪雨災害が頻発化・激甚化していることを踏まえ、今後とも災害に強く、誰もが安全・安心に暮らせるまちづくりを維持し、また、東日本大震災から得た教訓を風化させず、後世に広く伝承していくため、震災遺構や復興祈念公園を活用した震災伝承の取組についても引き続き強化を図っていく必要がある。

また、東日本大震災により地域経済が壊滅的な被害を受けたが、再生が図られつつあり、移転元地及びその周辺も活用した産業の集積と、全線開通した三陸縦貫自動車道を中心とした道路ネットワークを活用し、水産業や工業を中心とした地域経済を支える産業や今後の発展を牽引する産業の再生と創出を図っていく必要がある。

加えて、中心市街地は歴史・文化資源等を活かした観光機能を強化するほか、特別名勝松島や三陸復興国立公園に代表される恵まれた自然や文化財等の歴史的資源を活かし、観光地としての機能を充実させるとともに、国内外に観光地のイメージを発信し、本区域の活性化へとつなげていくことが重要である。

本区域は、東北地方太平洋沿岸部の南北軸である三陸縦貫自動車道により、広域仙台都市圏や三陸沿岸地域と結ばれており、さらに、石巻市、大崎市及び山形県新庄市間の地域連携軸を視野に入れた広域連携の強化を図ることで、県内外の広域的な交流が期待される。

これらのことから、将来に向けた本区域の基本理念を以下のとおりとする。

- 1) 豊かさを実感できる持続可能なコンパクト・プラス・ネットワークの都市構造の実現
- 2) 頻発化・激甚化する自然災害に対応した誰もが安全・安心に暮らせるまちづくり
- 3) 地域経済を支え本区域の発展を牽引する産業の再生と創出
- 4) 自然・歴史的資源を活かした観光機能の強化

② 都市づくりの基本方針

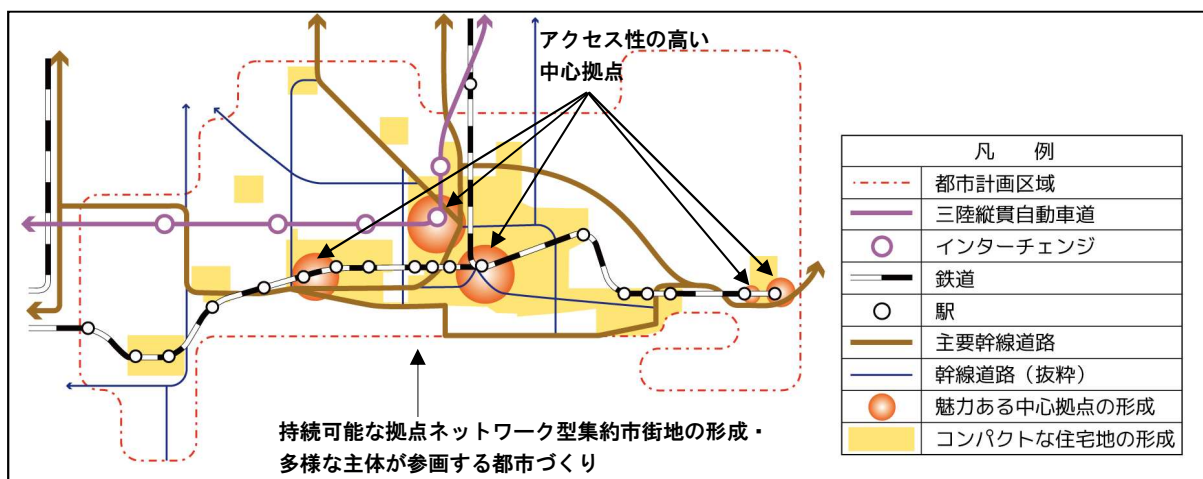
本区域の将来像【災害に強く、活力・交流が生まれる拠点ネットワーク型集約都市構造の形成】の実現に向けて、以下に示す4つの基本方針に基づき、整備、開発及び保全施策を推進していくものとする。

- 1) コンパクト・プラス・ネットワークの都市構造のもと、誰もが「歩いて暮らせるまちづくり」の実現
- 2) 流域治水の取組推進による災害に強い市街地形成の推進
- 3) 移転元地の活用も含めた企業の集積による活力ある産業拠点の形成
- 4) 特別名勝松島等の優れた自然、歴史的資源を活かした観光機能の強化

③ 主たる市街地の方針

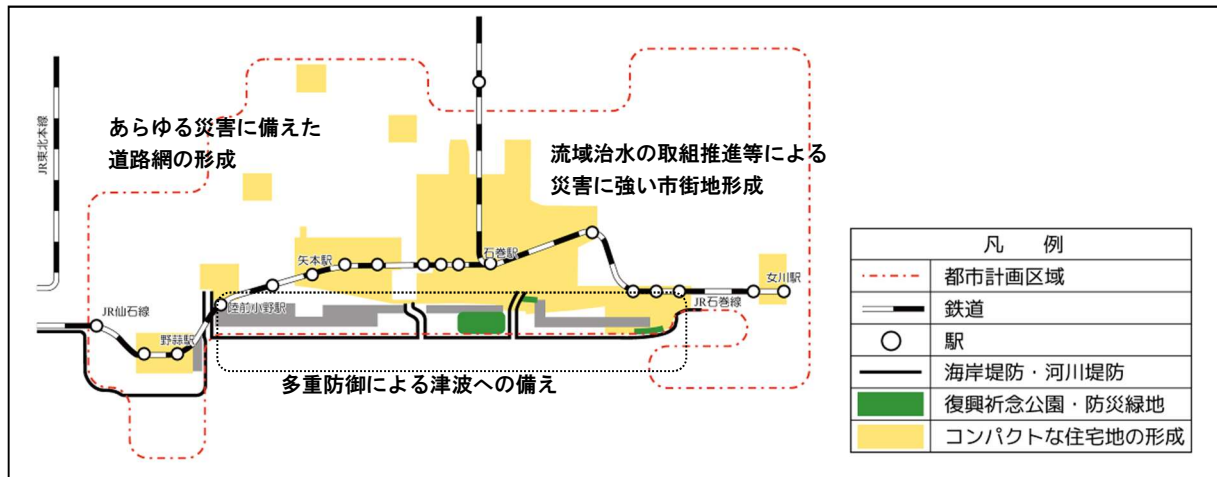
- 1) コンパクト・プラス・ネットワークの都市構造のもと、誰もが「歩いて暮らせるまちづくり」の実現

居住地や都市機能が集積しており、公共交通の結節点としてアクセス性の高い石巻駅、矢本駅、女川駅周辺及び蛇田地区を中心拠点と位置づけ、その他鉄道駅の周辺等にコンパクトな住宅地を誘導し、居住地や福祉・医療等の都市機能がコンパクトにまとまった、歩いて暮らせる集約型都市構造を形成するとともに、鉄道やバス等の公共交通ネットワークの維持・充実に努めます。人口減少・超高齢社会の進展に対応する財政・経済面で持続可能な拠点ネットワーク型集約市街地を形成する。また、人口減少・超高齢社会が進展するなかにおいても、持続可能な地域を形成するため、多様な主体が参画する都市づくりを推進する。



2) 流域治水の取組推進による災害に強い市街地形成の推進

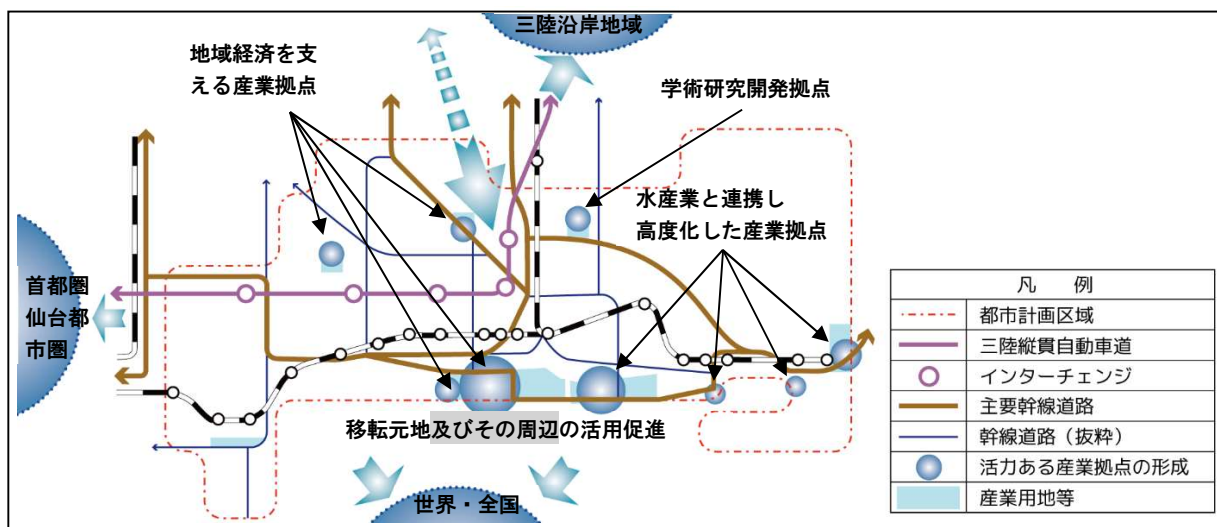
近年頻発化・激甚化する豪雨災害に対応するため流域全体で総合的かつ多層的な対策を実施する「流域治水」の取組を推進するとともに、危険な盛土等を包括的に規制し、安全・安心で良好な環境を有する市街地の形成に努める。あわせてあらゆる災害に備えるため、避難路や緊急輸送路として機能する道路網の形成を推進する。また、震災遺構や復興祈念公園を活用し東日本大震災から得た教訓を後世に伝承していく。



3) 移転元地の活用も含めた企業の集積による活力ある産業拠点の形成

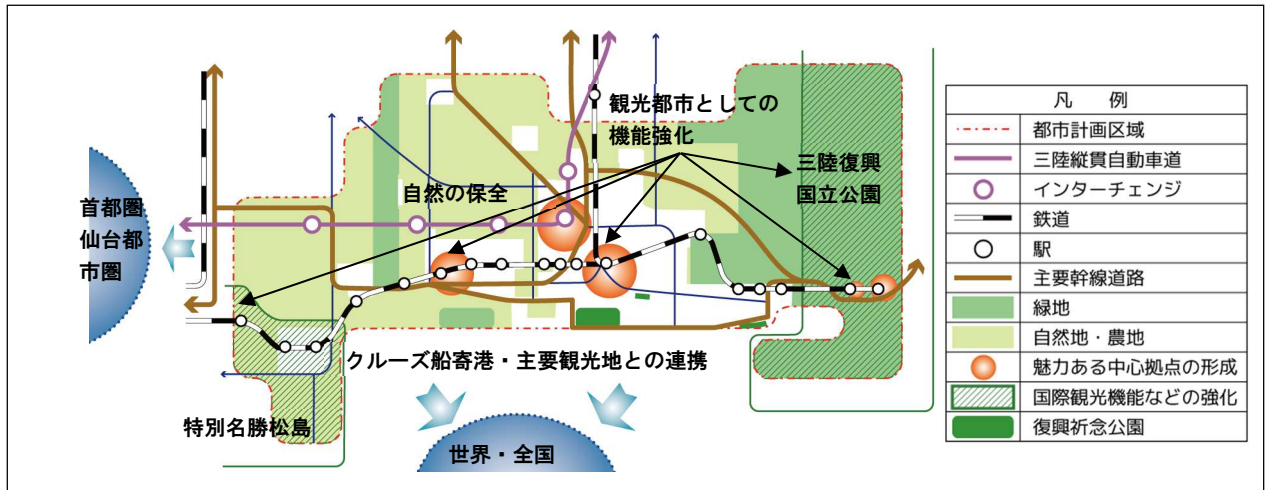
水産業をはじめとする地域経済を支える産業の復興と港湾、漁港や三陸縦貫自動車道 I.C.周辺地区を核とした産業機能の集積、強化を推進するとともに、学術・研究機関を活かした産業振興拠点の形成を図っていくとともに、移転元地及びその周辺の活用を促進する。

国際拠点港湾である石巻港区周辺は、大型バルク貨物の集積や企業誘致を促進する等、更なる基盤整備による産業集積を促進する。

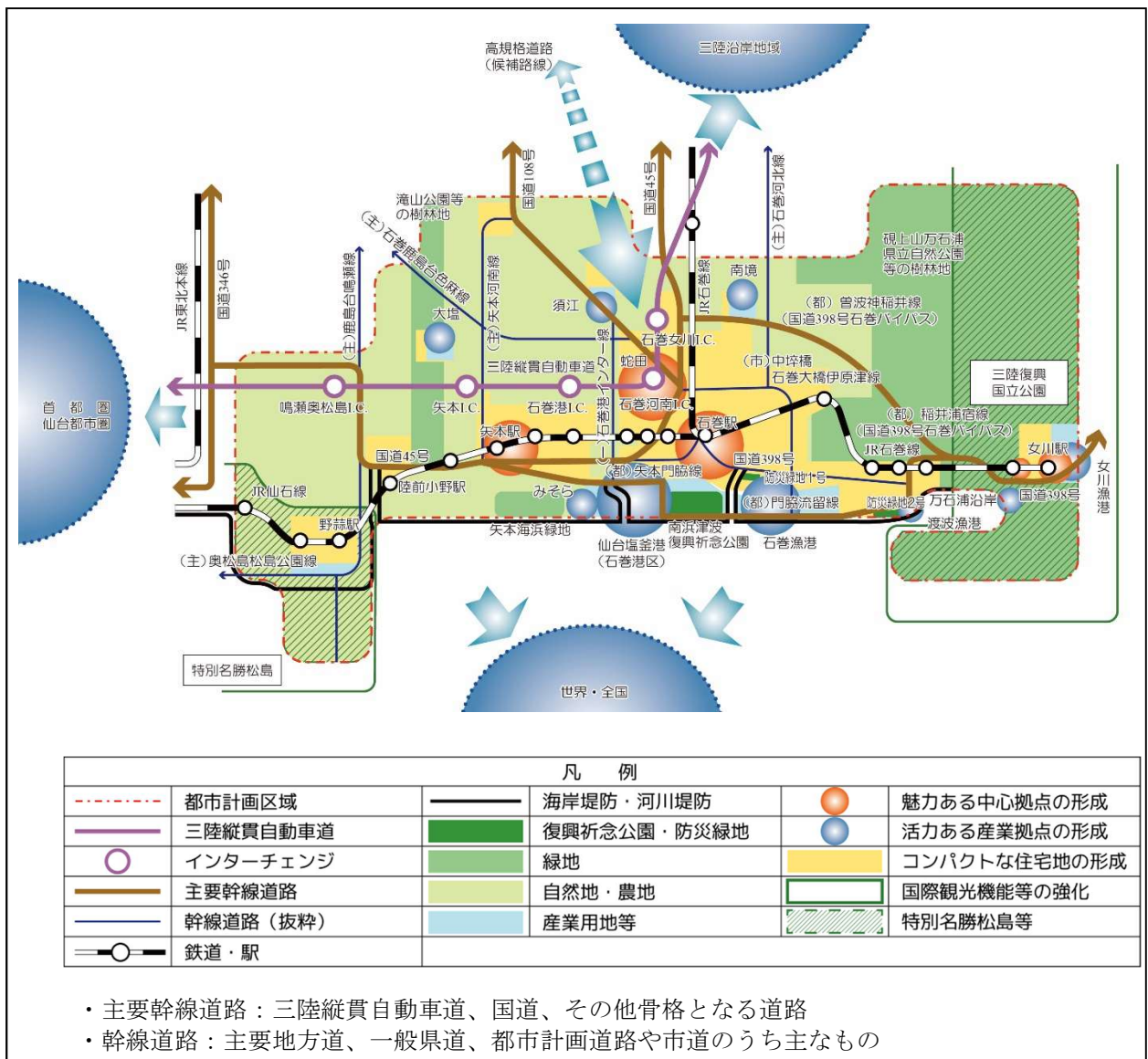


4) 特別名勝松島等の優れた自然、歴史的資源を活かした観光機能の強化

特別名勝松島、三陸復興国立公園をはじめとする本区域の恵まれた自然を保全するとともに、市街地を流れる旧北上川等の河川や海岸線が織り成す水辺景観、平野部に広がる農村景観の維持・保全を図る。そして、石巻港区へのクルーズ船寄港を契機とし主要な観光地と連携を図りながら、観光施設、交通施設等の基盤施設や、歴史・文化資源を活用した総合的な観光機能の充実、強化により、国内外に開かれた観光都市としての機能強化を図る。



□ 都市づくりの基本方針



④ 社会的課題への都市計画としての対応

1) 持続可能な市街地の形成と中心市街地の活性化

これまでのモータリゼーションの進展、情報技術の革新、就労・居住形態の多様化等、都市化の進展により、拡散型の市街地形成がなされてきた。その結果生じた市街地の外延的拡大が、交通問題をはじめとして、環境負荷の大きな都市構造を生じさせる恐れがあるほか、中心市街地での人との交流や、にぎわい、文化などの機能の低下、空地・空き家の増加など、生活空間としての魅力の喪失が懸念される。また、今後の人口減少や超高齢社会の進展により人口の低密度化が進み、医療・福祉・子育て支援・商業等の生活サービスの持続的な供給が困難になりかねない状況にあるため、高齢者の健康や快適な生活を確保すること、若年層にも魅力的なまちにすること、さらに、財政・経済面において将来的にも持続可能なまちづくりを推進することが必要である。

そのため、都市計画法を中心とした従来の土地利用の計画に加えて、居住機能や医療・福祉・商業、公共交通等のさまざまな都市機能の集約により、コンパクトなまちづくりと地域交通の再編との連携による、「コンパクト・プラス・ネットワーク」を目指す立地適正化計画や地域公共交通計画の活用を進め、集約連携型都市構造を実現し、生活利便性が高く、環境負荷の低減等、SDG s の推進に資する都市構造を形成することで「職・住・遊・学」の機能を備えた人々の生活の中心となり、人口減少や超高齢社会が進展する状況においても持続可能な市街地の形成を図る。

2) 都市防災機能の強化

本区域は、東日本大震災により甚大な人的・物的被害を受け、高台移転や多重防御など新しいまちづくりが進められてきた。今後は新たな地域コミュニティの形成促進による地域防災力の強化、東日本大震災の教訓の伝承などを推進し、南海トラフの巨大地震が懸念される地域や全国の自治体の防災対策へ活用することも促す必要がある。

また、近年頻発化・激甚化する豪雨災害により、人命や社会経済への甚大な被害が生じていることを踏まえ、防災・減災が主流となる社会の実現を目指し、ハード・ソフト両面からの対策を集水域から氾濫域にわたる流域のあらゆる関係者が協働して行う持続可能な治水対策である「流域治水」の取組を推進する。

3) 観光・交流の拡大に向けた都市基盤の充実と利活用

観光関連産業は、地域経済に対する波及効果の大きい分野であり、今後の地域活性化の重要なポイントとなる。このことから、少子高齢化による地域活力の低下という課題に対応するため、インバウンドを含めた交流人口拡大が必要となる。そのため、三陸縦貫自動車道を中心とした広域道路ネットワークの整備促進・利活用により、地域間の連携・交流促進を図るとともに、周遊観光を促進するため、広域ネットワークと接続する圏域内道路網の整備推進や公共交通網の強化を図る。

また、移転元地及びその周辺を活用した観光・交流機能の拡大として、東松島市の宮戸地区や野蒜海岸の機能回復、同地区周辺の観光機能の整備等を促進する。

4) 良好な自然や歴史・文化の保全、形成

本区域は、特別名勝松島や三陸復興国立公園をはじめとする豊かで多様な自然環境、寺社等の建造物や貞山運河等の歴史・文化資源に恵まれており、身近に緑と水にふれあうことができる自然や歴史・文化を保全し後世に引き継いでいく必要がある。

このため、特別名勝をはじめとする各種土地利用法規制の組み合わせや「宮城県美しい景観の形成に関する基本的な方針」に掲げている景観を「まもる」、「つくる」、「育てる」という基本目標に基づき、良好な自然や美しい景観を維持・保全、創造し、歴史・文化資源を活用して、特色あるまちづくりを進め、新たなまちづくりの担い手として交流人口・関係人口の拡大を図り、次世代に引き継ぐまちづくりを進めていく。

2 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

(1) 区域区分の決定の有無

本区域では、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街地形成を図るため、今後とも引き続き区域区分を定めるものとし、その根拠を以下に示す。

本区域は、昭和 43 年の都市計画法の改正を受け、昭和 45 年に区域区分が指定され、区域区分が制度として地域に定着し、市街地の計画的な誘導と、農地、自然環境等の保全が一体的に図られ、土地利用の整序とともに公共施設等の効率的な整備が行われてきた。

また、県内第二位の都市機能及び人口集積を有することから、石巻地方拠点都市地域基本計画に基づく整備や広域的なネットワークの進展に伴う産業の振興により、今後とも適正な土地利用の誘導と移転元地及びその周辺の活用が必要である。

さらに、農業の振興を図りつつ、特別名勝松島や三陸復興国立公園をはじめとする美しい自然環境を維持・保全するとともに、都市の骨格的緑地を形成する優れた自然環境等の積極的な活用を図るため、区域区分を継続する。

(2) 区域区分の方針

① 人口の規模

本区域の将来におけるおおむねの人口を次のとおり想定する。

□ おおむねの人口

区 分	基 準 年	令和 12 年
市街化区域内人口	125 千人	おおむね 111 千人

注) 基準年は令和 2 年値 (国勢調査、都市計画基礎調査)

② 産業の規模

本区域の将来におけるおおむねの産業規模を次のとおり想定する。

□ おおむねの産業規模

区 分		基 準 年	令和 12 年
生産規模	製造品出荷額等	3,735 億円	4,364 億円
	年間商品販売額	3,675 億円	3,979 億円

注) 1. 上記推計値は、線引き都市計画区域を有する行政区域の値
2. 製造品出荷額等の基準年値は、行政区域の令和 2 年値 (経済センサス)
3. 年間商品販売額の基準年値は、行政区域の令和 2 年卸売販売額及び小売販売額の合計値 (経済センサス)
4. 令和 12 年の数値は、令和 2 年を基準とした物価指数による補正を加えた数値により推計している。

③ 市街化区域のおおむねの規模及び現行の市街化区域との関係

本区域の人口、産業の見通しに基づき、かつ市街化の現況及び動向を勘案し、市街化区域に隣接しおおむね令和 12 年頃までに当該区域と一体的かつ計画的に市街化を図るべき区域を市街化区域とすることとし、市街化区域のおおむねの規模を次のとおり想定する。

□ 市街化区域の規模

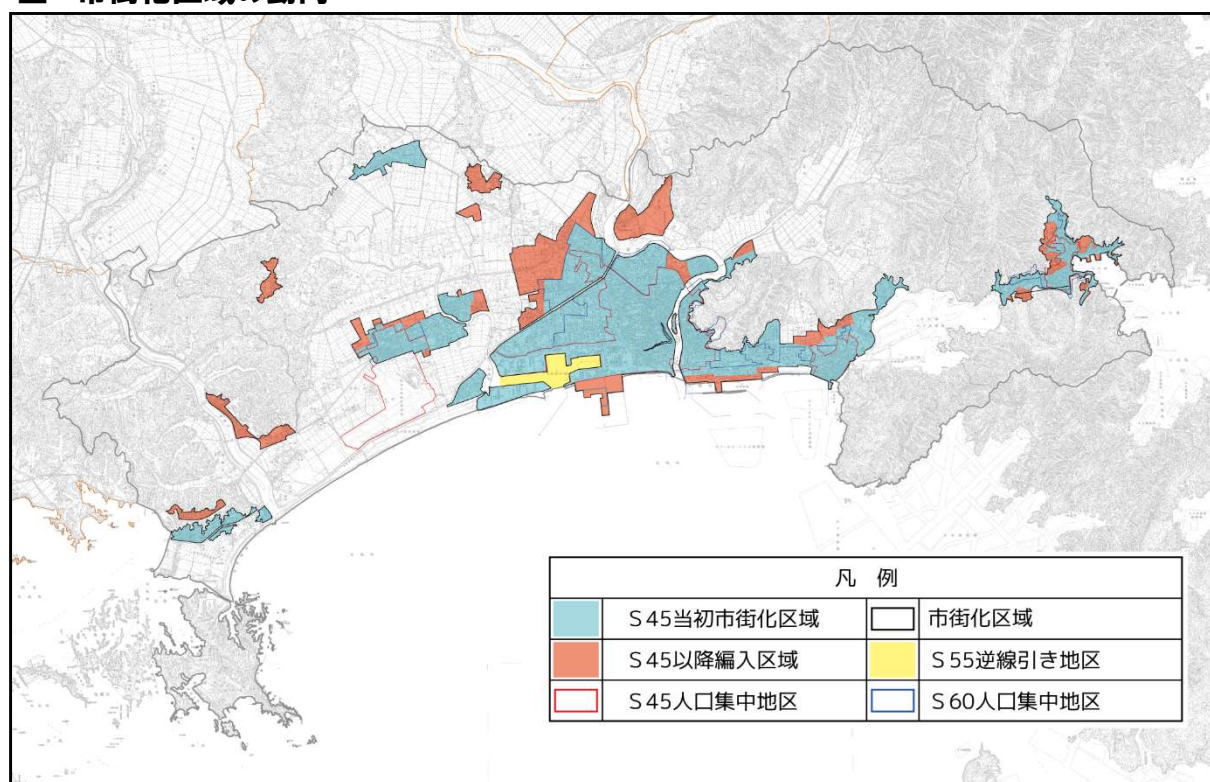
市 町 名		市街化区域の面積	
		基 準 年	令和 12 年
	石 巻 市	3,325.4 ha	3,314 ha
	東 松 島 市	757.9 ha	775 ha
	女 川 町	339.8 ha	341 ha
	合 計	4,423.1 ha	おおむね 4,430 ha

注) 1.基準年は令和 6 年 3 月末現在の面積

2.令和 12 年の目標値は小数点第一位を四捨五入

3.令和 12 年の目標値は本計画の告示と同時に市街化区域に編入する区域の面積を含む

□ 市街化区域の動向



3 主要な都市計画の決定の方針

(1)土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

① 主要用途の配置の方針

本区域は、石巻市の中心市街地等に医療・福祉・商業等の都市機能が集積し、この中心市街地から放射状に伸びる主要な交通軸上に住宅を主体とした市街地が形成されてきた。しかし、近年、このような中心市街地では商業、サービス、娯楽等の商業機能の低下が顕著になっており、これに代わって石巻市蛇田地区のように、市街地縁辺部の自動車交通の利便性が高い I.C.周辺等到大規模商業施設が立地し、新たな産業拠点を形成している状況にある。

一方、周辺の市街地では都市的未利用地の残存、空き家や空宅地・未利用地が増加する都市のスポンジ化の進行、既存ストックの有効活用等が課題となっている。

さらに、東日本大震災からの復興により壊滅的な被害を受けた沿岸部の住宅地や産業地の整備が完了したことにより、港湾・漁港を含めた周辺の産業機能は回復傾向にあり、再建が進む住宅地とあわせて、産業地の充実及び産業集積の促進が求められている。

このことから、本区域では、各地区の状況にあわせて安全な住宅地や産業地の充実等を図るとともに、立地適正化計画の活用等により、駅周辺等の交通結節点において居住地と都市機能を集約させた中心拠点、その他鉄道駅の周辺等にコンパクトな住宅地を誘導し、これらと連携した道路機能の確保や公共交通ネットワークを維持・充実させ、各拠点が連携した『拠点ネットワーク型集約市街地^{※1}』の形成を図っていく。

また、特別名勝松島や三陸復興国立公園に代表される恵まれた自然や文化財等の歴史・文化資源を活かし、観光地としての機能を充実していく。

□ 主要用途の配置の方針

- 安全で快適な住宅地の形成
- 臨海型産業機能と内陸型産業機能の拡充
- 沿岸部の災害危険区域等における産業地の充実
- 居住地や都市機能を集約した中心拠点等の形成
- 各拠点を結ぶ公共交通ネットワークの維持・充実
- 都市を活性化させる中心市街地の再生や都市のスポンジ化対策
- 自然や歴史・文化資源を活用した観光都市の形成

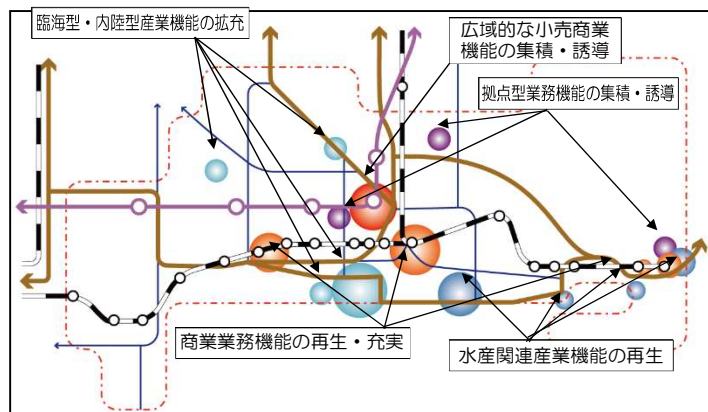
※1：拠点ネットワーク型集約市街地

コンパクト・プラス・ネットワークを実現するため、住宅及び医療・福祉・商業その他の居住に関連する都市機能を集約した拠点と、それらを連携させた地域公共交通ネットワークにより形成された市街地のこと。

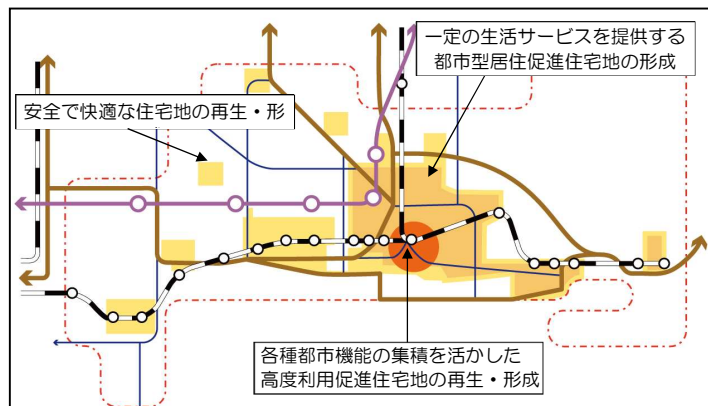
□ 構成要素別の配置の方針

【圏域の拠点機能】

- ・中心拠点（商業業務機能）
- ・産業拠点（工業流通機能）

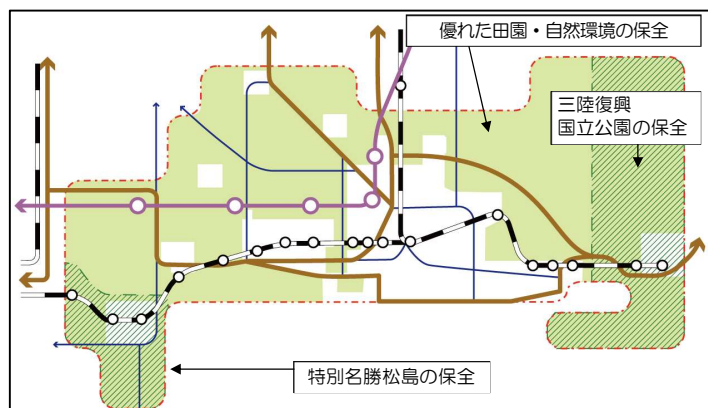


【居住機能】

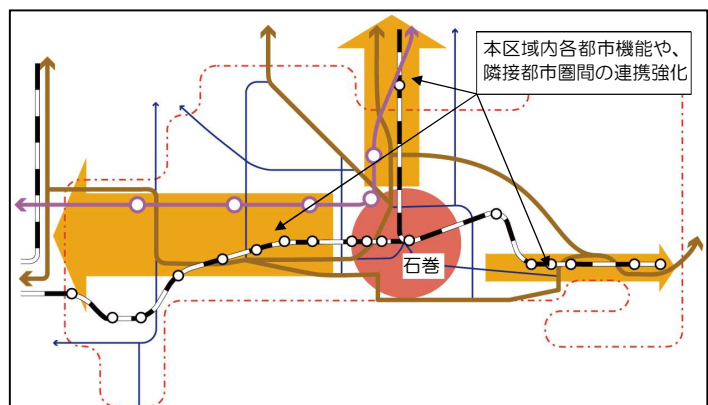


【自然的機能】

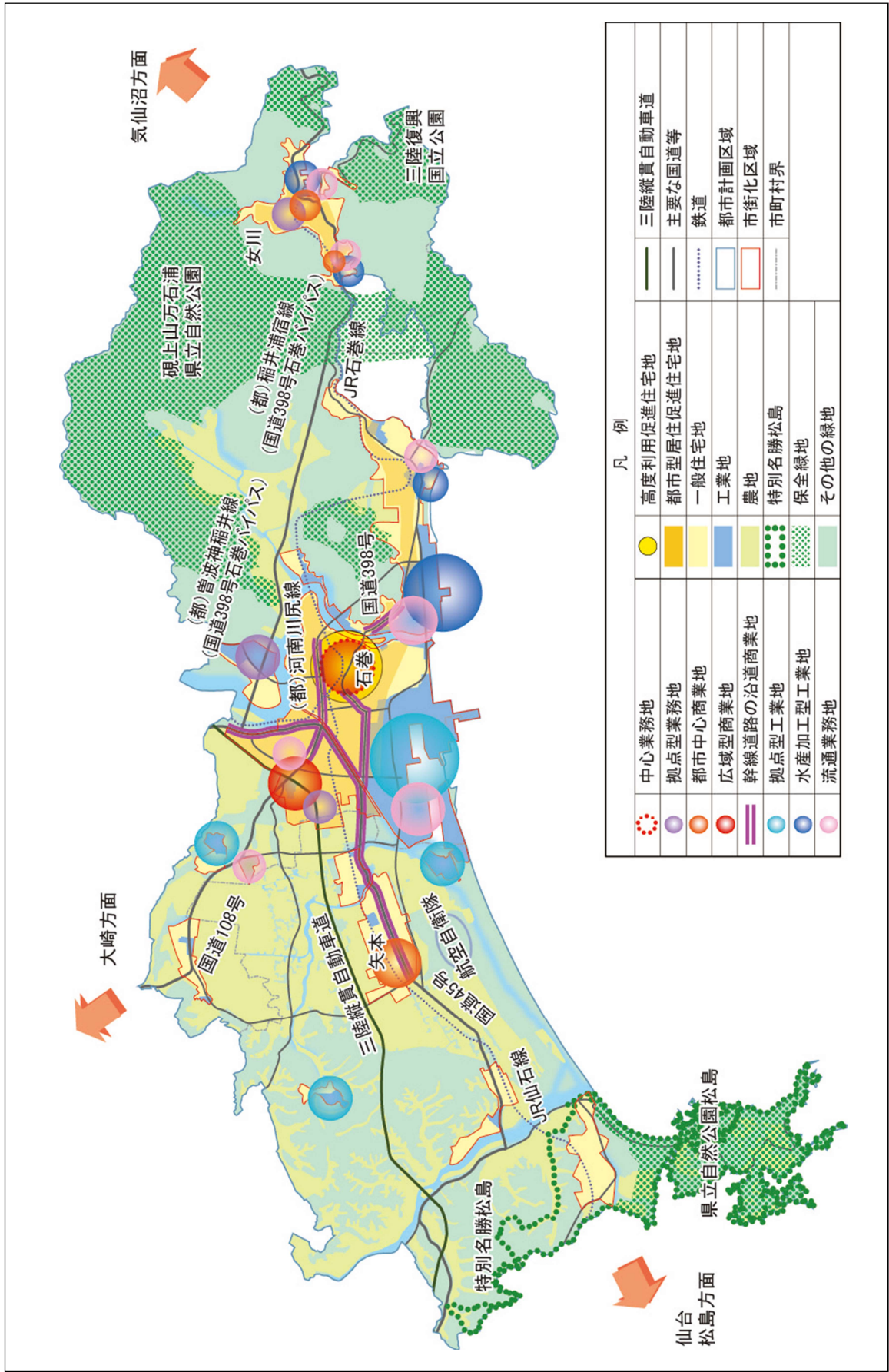
- ・国際観光機能
- ・田園・自然緑地



【地域連携軸】



□ 主要用途の配置の方針



1) 業務地

業務機能は、社会経済活動の中核となる機能であり、東日本大震災により大きな被害を受けたものの、石巻市の中心市街地周辺に国の出先機関や市役所等の官公庁施設、民間企業が多く立地し、本区域の中心的な業務地が形成されている。

また、石巻市蛇田においても県の石巻合同庁舎が移転するなど業務施設の集積が進んでいるほか、石巻市南境では「地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律」に基づき都市基盤施設等が整備され、本区域の産業の高度化や新たな産業の創出を図る拠点として業務施設の立地が進んでいる。

さらに、女川駅周辺では行政・医療機能等が集中しており、周囲の高台の市街地との連携した新たなまちづくりにより、業務機能の集積が進んでいる。

このような現況を踏まえ、目標とする都市構造の実現を図るため、業務地配置の基本方針を次のように定める。

□ 業務地配置の基本方針

- 本区域の社会経済の中心であり、本区域発展の核となる業務機能の集積を活かして中心業務地の強化を図る
- 既存の学術研究・開発機関と連携するとともに、広域交通ネットワークを活用して、産業の高度化、新産業の創出、新たなまちづくり等を牽引する拠点型業務地の形成を図る



○中心業務地 : 石巻駅周辺

○拠点型業務地 : 石巻市南境、石巻市蛇田、女川駅周辺

ア) 中心業務地

行政・民間の業務施設が集積する石巻駅周辺を本区域の中心業務地と位置づけ、市街地再開発事業等による面的整備や幹線道路ネットワークの整備等により、業務施設立地のための環境づくりを進めるとともに、市民活動と経済活動の中心としての役割を果たし続けられるように業務機能の拡充・強化を図る。

イ) 拠点型業務地

計画的に都市基盤が整備された石巻市南境を拠点型業務地として位置づけ、隣接する石巻専修大学と連携した新産業の創出や、地域産業の高度化を牽引していく研究・開発・業務機能の集積を促進する。石巻市蛇田については、広域交通ネットワークの活用等により、石巻合同庁舎を中心とした業務機能の集積を図る。女川駅周辺については、女川町役場、女川町地域医療センターを含む一帯を拠点型業務地として位置づけ、公共公益サービス提供の維持を図る。

2) 商業地

商業地は、物品サービスの提供・享受の場であるとともに、多くの人が交流する「にぎわいの場」である。本区域では、石巻駅周辺の市街地に商業施設が立地して宮城県北東部を商圈とする商業地が形成されたほか、矢本駅周辺では食料品等の小売業を主体とした生活圏レベルの商業地が形成され、女川駅周辺では商業地としての機能に加えて、観光・交流機能が形成された。

しかし、石巻駅周辺の市街地は空き店舗の増加により商業機能の衰退がみられ、活用が難しい空き家、空き地が一層増えている状況にある。

一方、石巻河南 I.C.周辺の蛇田地区は、その地域特性から複数の大規模商業施設が立地し、より広域から多くの買物客を集めている。また、国道 45 号等主要な幹線道路沿道には、ロードサイド型の商業施設が集積し、沿道型の商業地を形成している。

本区域では、地域産業の不振に伴う消費活動の低下、単価の高い専門品等の購買客の仙台市への流出、さらには、モータリゼーションの進行に伴う大規模商業施設の郊外立地と既存の商店街の衰退等、様々な問題を抱えており、商業地の活性化が必要となっている。

このような現況を踏まえ、目標とする都市構造の実現を図るため、商業地配置の基本方針を次のように定める。

□ 商業地配置の基本方針

- 本区域内各市町の中心として生活圏レベルの小売業、飲食業が集積する石巻駅周辺、矢本駅周辺の商業地及び集積が進む女川駅周辺は、都市型観光の振興と合わせた商業の集積・高度化により魅力的な都市中心商業地の形成を図る
- 広域からの交通アクセスの良さを活かして、大規模な商業施設が集積する蛇田地区については、広域型商業地としての機能を維持していく
- 沿道型の商業施設が集積する幹線道路の沿道は、その交通の利便性を活かした幹線沿道商業地の形成を図る



- 都市中心商業地 : 石巻駅周辺、矢本駅周辺、女川駅周辺
- 広域型商業地 : 石巻市蛇田
- 幹線沿道商業地 : 国道 45 号・国道 398 号・(都)河南川尻線の沿道

7) 都市中心商業地

買回品小売業、飲食業等の既存の商業施設が立地する石巻駅周辺と、生活圏レベルの買物ニーズに対応した最寄品小売業等の商業機能が集積する矢本駅周辺及び中心部の再生が行われた女川駅周辺を都市中心商業地と位置づけ、商業機能の集積・高度化等を図る。これらの商業地は、にぎわいの中心として交流機能の整備や良好な街並み景観の創出等により魅力的な商業空間の形成を図っていく。

また、石巻駅周辺及び女川駅周辺については、都市型観光の中心として市街地再開発事業等による土地の高度利用を促進し、商業施設の更新、商業機能の多様化・高度化を図っていく。特に、歴史・文化・景観等の特性を活かし、市街地環境の整備等、来訪者と地域をつなぎ、観光振興と連携した環境整備等により、にぎわいづくりを進めていく。

4) 広域型商業地

石巻河南 I.C.に隣接し、広域からの交通アクセスの良さから大規模商業施設等が立地する石巻市蛇田地区を広域型商業地として位置づけ、都市型小売業、買回品小売業、娯楽施設等の多数の買物客が集中する商業地を維持するとともに、快適な商業環境の形成を図る。

なお、広域型商業地の維持に当たっては、地域の合意形成、既存商店街等のまちづくりや交通渋滞、騒音等周辺の住宅地や教育施設との調和に十分配慮する。

5) 幹線沿道商業地

市街地から交通利便性の高い主要幹線道路の沿道で、石巻市蛇田・東松島市矢本の国道 45 号沿道、石巻市門脇の国道 398 号沿道、石巻市蛇田・中里・湊町の（都）河南川尻線沿道を幹線沿道商業地と位置づけ、沿道サービス型の小売業、飲食業及び業務機能等の集積を図る。

なお、幹線沿道商業地における店舗等の誘導に当たっては、周辺の住宅環境に及ぼす影響等に十分配慮するとともに、歩車道分離や 4 車線化等の整備を進め、安全かつ円滑な交通を確保していく。

3) 工業地

工業地は、都市における生産活動の中心であり、所得の向上、就業機会の拡大を通じて、経済の発展に重要な役割を果たしている。

紙・パルプ関連、木材・木製品製造関連、飼肥料関連等の大規模工場が立地し工業用地の拡大・整備が進められている国際拠点港湾の石巻港区周辺は、東日本大震災により大きな被害を受けたが、多くの事業所で操業を再開し製造業の再生が進んだことに加え、背後地にあたる釜地区、石巻漁港周辺の湊地区においては、新たな産業の誘致が進められている。

また、石巻港区に近接する大曲地区においては、津波により壊滅的な被害を受け災害危険区域に指定されたことから土地利用の転換がなされ、みそら地区として臨港型工業の集積や産業の高度化が進められている。

基幹産業である水産業の拠点として海岸線に点在する漁港周辺では、津波により被災した水産加工業や関連産業の再構築が進められている。さらに内陸部では、三陸縦貫自動車道 I.C.周辺の石巻市須江、東松島市大塩に工業団地が計画的に整備され、それぞれ工場の立地が進んでいる。

このような現況を踏まえ、目標とする都市構造の実現を図るため、工業地配置の基本方針を次のように定める。

□ 工業地配置の基本方針

- 仙台塩釜港（石巻港区）、三陸縦貫自動車道 I.C.への交通利便性を活かして、本区域の発展を牽引する拠点型工業地の形成を図る
- 移転元地の活用を促進し、産業の高度化により本区域の発展に貢献する拠点型工業地の形成を図る
- 水産加工産業の集約化・高度化を図り、本区域の基幹産業である水産業の拠点となる水産加工型工業地の形成を図る



○拠点型工業地 : 仙台塩釜港(石巻港区)周辺、東松島市みそら地区、
三陸縦貫自動車道 I.C.周辺
(石巻市須江地区、東松島市大塩地区)

○水産加工型工業地 : 石巻漁港周辺、渡波漁港周辺、女川漁港周辺、
浦宿駅周辺

7) 拠点型工業地

各 I.C.周辺の広域的なアクセス性や、国際拠点港湾の位置づけを活かし、三陸縦貫自動車道の各 I.C.周辺及び石巻港区周辺、石巻港区に近接する東松島市みそら地区を本区域の発展を牽引する拠点型工業地として位置づける。

背後地を含めた石巻港区周辺及び東松島市みそら地区では、移転元地の活用により臨海型工業の集積、高度化を促進する。

広域交通の結節点となる三陸縦貫自動車道の I.C.周辺に位置する石巻市須江、東松島市大塩については、広域的なアクセス性を活かしながら、内陸型工業施設の立地誘導を図り、臨海部の拠点型工業地とともに、本区域発展の拠点となる職住一体型の工業団地の形成を図る。

4) 水産加工型工業地

水産関連産業が集積する石巻漁港周辺を中心に、渡波漁港周辺、女川漁港周辺及び浦宿駅周辺を水産加工型工業地として位置づけ、水産加工業の集積や既存産業の共同化、協業化等を促進するとともに、地場産業である水産業の再生を図る。

4) 流通業務地

流通業務は、産業・経済活動において生産者と消費者を結ぶ重要な役割を有している。

国際拠点港湾に指定されている石巻港区をはじめ、遠洋漁業の拠点である石巻漁港周辺等の工業、水産業関連の基幹的な港湾・漁港の背後地は、輸送・保管・売買等の流通業務施設が集積しており、東日本大震災により大きな被害を受けたものの、復興事業による整備が完了したことから、流通体制の再構築が図られ流通業務機能の再生が進んでいる。

加えて、石巻河南 I.C. 周辺の蛇田地区及び石巻港 I.C. と石巻河南 I.C. との両方からのアクセスに優れた石巻市須江地区では、広域的なアクセス性と市街地への近接性を活かした流通業務地の整備が進められている。

このような現況を踏まえ、目標とする都市構造の実現を図るため、流通業務地配置の基本方針を次のように定める。

□ 流通業務地配置の基本方針

- 仙台塩釜港（石巻港区）とその関連工業等の物流拠点として、本区域の発展を牽引する拠点型工業地と一体的に工業関連型流通業務地の形成を図る
- 漁港及び水産関連工業の物流拠点として、遠洋漁業、沿岸漁業の基幹漁港に隣接し、水産加工型工業地と一体的に水産関連型流通業務地の形成を図る
- 市街地及び高速道路へのアクセス性が高い地区において、地域経済の発展や住民の日常生活に寄与する都市サービス型流通業務地の形成を図る



- | | |
|---------------|----------------------------------|
| ○工業関連型流通業務地 | : 石巻港区背後地、石巻市須江 |
| ○水産関連型流通業務地 | : 石巻漁港周辺、渡波漁港周辺、
女川漁港周辺、浦宿駅周辺 |
| ○都市サービス型流通業務地 | : 石巻河南 I.C. 周辺 |

ア) 工業関連型流通業務地

生産活動の基盤として、本区域の発展を牽引する拠点型工業地に関連する流通業務施設が集積する石巻港区背後地（石巻市釜地区）を工業関連型流通業務地として位置づけ、運輸業や倉庫業の集積を図る。

イ) 水産関連型流通業務地

遠洋漁業、沿岸漁業の基幹漁港に隣接し水産関連工業と一体的に流通業務施設の集積を図るため、基幹漁港である石巻漁港周辺を中心に、渡波漁港周辺、女川漁港周辺及び浦宿駅周辺を水産関連型流通業務地として位置づけ、水産品や水産加工品の保管・取引機能を有する卸売・倉庫業等の拡充を図るとともに、漁港及び水産加工型工業地との一体的な整備を進める。

ウ) 都市サービス型流通業務地

石巻河南 I.C.周辺の蛇田地区を都市サービス型流通業務地として位置づけ、市街地や I.C.へのアクセス性を活かした卸売業、運輸業等の集積を図り、広域的な物資の輸送・取引・配送サービス機能を高めていく。

5) 住宅地

住宅地は、豊かな住環境の実現、秩序ある市街地形成の観点から、耐震・環境性能を含めた住宅ストックの質の向上を図るとともに、住宅周辺の買物・医療等の生活サービス施設の維持・誘導を図り、公共交通等と連携した、歩いて暮らすことができる良好な居住環境を形成していく必要がある。

一方、石巻駅周辺においては、空宅地の残存や道路の不足等の防災性の向上が問題となっている。また、復興事業による新たな住宅地では、地域コミュニティの形成・増進を図るとともに、安全で快適な居住環境を確保する必要がある。

このような現況を踏まえ、地域全体での土地利用計画、都市基盤施設、義務教育施設等の整備計画に基づきながら、快適な都市生活を享受できる住宅地を形成し、目標とする都市構造の実現を図るため、住宅地配置の基本方針を次のように定める。

□ 住宅地配置の基本方針

- 公共交通の利便性に優れ、日常の買物・飲食、医療・福祉施設が立地する石巻駅周辺においては、市街地再開発事業や都市構造再編集中支援事業等の活用による居住誘導を図るとともに、中高層住宅を誘導し、高密度で集約された高度利用促進住宅地の形成を図る
- 高度利用促進住宅地の周辺及び都市中心商業地へ公共交通でのアクセスが可能なエリアにおいては、これまで整備してきた都市基盤や復興公営住宅等の既存ストックの活用、空き家・空き地等の流通の活性化を図るとともに、生活サービス施設を誘導することで、中低層住宅を誘導し、一定の密度で集約された都市型居住促進住宅地の形成を図る
- 上記以外の市街地は、災害に強い市街地形成を図るとともに、戸建て等低層住宅を主体として次世代に引き継ぐ良好な定住環境を備えた一般住宅地の形成を図る



○高度利用促進住宅地	: 石巻駅周辺
○都市型居住促進住宅地	: 高度利用促進住宅地の周辺、都市中心商業地に公共交通でアクセスが容易な市街地
○一般住宅地	: 上記以外の市街地

ア) 高度利用促進住宅地

優れた生活利便性を活かし商業・業務と一体となった住宅地の有効利用・高度利用を図るため、石巻駅周辺を高度利用促進住宅地として位置づけ、市街地再開発事業や都市構造再編集中支援事業※²等の活用により高密度な住宅地を形成し、人口の集積を高めていく。また、子供や高齢者でも出歩きやすく、若年層にも魅力的なまちにするため、身近な公園・広場、歩道等の交通環境等住環境の整備・改善を図っていく。

イ) 都市型居住促進住宅地

高度利用促進住宅地の周辺や都市中心商業地に公共交通でアクセスが容易な市街地については、都市のスポンジ化を抑制し、一定の人口密度を維持したまとまりのある市街地の形成を図るため、都市型居住促進住宅地に位置付け、都市型の暮らしが可能な市街地として居住の誘導を進める。

東松島市の都市中心商業地に連坦する住宅地は、用途混在による住環境の保全に配慮しながら、道路・公園等の整備・改善により居住環境水準の向上に努め、多世代居住を可能とする良好な住宅地の形成を図る。

ウ) 一般住宅地

高度利用促進住宅地及び都市型居住促進住宅地以外の市街地を一般住宅地として位置づけ、災害に強い市街地形成を図るとともに、戸建て等低層住宅を主体として良好な住環境を備えた住宅地の形成を図る。

また、市街地内に不足する道路・公園等の都市基盤施設の整備を促進するとともに、生活拠点については生活サービスや義務教育施設等の再編を進めながら、地域コミュニティを持続的に維持する良好な居住環境を備えた住宅地の形成を図る。

※2：都市構造再編集中支援事業

「立地適正化計画」に基づき、地方公共団体や民間事業者等が行う都市機能や居住環境の向上に資する公共公益施設の誘導・整備、防災力強化、災害からの復興、居住の誘導の取組等に対し集中的な支援を行い、各都市が持続可能で強靱な都市構造へ再編を図ることを目的とする国土交通省所管の事業。

② 市街地における建築物の密度の構成に関する方針

主要用途別の密度構成及びおおむねの区域を次のように設定する。

業務地は、各機能相互の関連性が重視されるため、建築物の中高層化による土地の高密度利用を図る。

商業地は、石巻駅周辺、矢本駅周辺、女川駅周辺を都市中心商業地として位置づけているものの、容積率が十分に活用されていない状況にあるため、商業機能に加えて、娯楽・文化・情報機能等の拡充を図り、高密度利用を進める。また、それ以外の商業地では、住宅等との混在を見込み低密度利用を図る。

工業地及び流通業務地は、低密度利用を基本としながら地区内や地区外周の緑化を進めつつ、臨海型、内陸型の立地特性を含めた機能の集約を図る。

住宅地は、石巻駅周辺の高度利用促進住宅地において中層集合住宅等の整備による高密度利用を図る。また、都市型居住促進住宅地においては、一定の人口密度を維持するために中低層、中密度の利用、一般住宅地においては、現在中層化の進んでいる地区を除き、低層、低密な利用を図るものとする。

③ 市街地における住宅建設の方針

1) 基本方針

今後の急速な人口減少と超高齢社会の進展に伴う都市のスポンジ化は、住宅地における都市機能の低下や地域コミュニティの維持を困難にさせる恐れや、空き家が増加する懸念があるため、住宅確保要配慮者を含めた多様な人々、子供や高齢者でも出歩きやすく健康・快適な生活が確保でき、かつ、若年層にも魅力的なまちづくりが求められている。

また、東日本大震災を契機として計画的な住宅地の誘導が図られたものの、近年の自然災害が頻発化・激甚化していることから、地域において自然災害に備えた持続可能なまちづくりが求められている。

さらに、既存ストックを活かし続け、地域特性に応じてライフスタイルに応じたまちづくりも求められている。

このような現況を踏まえ、みやぎの豊かな住生活の実現のため、住宅建設の基本方針を以下のとおり定める。

□ 市街地における住宅建設の基本方針

- 安全・安心で美しい住まい・まちづくりを推進する
- 頻発化・激甚化する災害への備えを充実する
- 人口減少・少子高齢化に対応した地域共生社会を実現する

2) 住宅建設の整備方向

本区域では、石巻市を中心に人口や都市機能の集積が高く、通勤・通学時の交通利便性や、高齢者の生活利便性等の点から、今後、公共交通の結節点や生活サービス施設の周辺への移住、高齢者対応住宅への住み替えが見込まれる。

このため、居住者ニーズへの対応、福祉施策との連携及び緑化等による環境や景観等の質的な向上を目指すとともに、既存市街地内の土地の有効活用を基本として、石巻駅周辺等の公共交通利便性の高い地区において、市街地の高度利用や市街地再開発事業等による面的な基盤整備を行い、居住地の集約を促進する。

④ 市街地において特に配慮すべき問題等を有する市街地の土地利用の方針

1) 土地の高度利用に関する方針

災害に強い都市構造の形成を図るため、石巻駅周辺においては、高度利用地区や市街地再開発事業、都市構造再編集中支援事業等の活用により土地の高度利用や有効活用を図りながら、居住地や都市機能の集約を促進していく。

また、矢本駅周辺、女川駅周辺においては、行政単位を中心拠点として都市機能の充実と環境整備に努める。

2) 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

市街化区域内に残存する低未利用地については、積極的な土地活用の促進を図る。特に、石巻市南境については「地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律」に基づき整備された石巻トゥモロービジネスタウンの戦略拠点として、産学官の連携による地域産業の高度化や新しい産業・経済の拠点形成に資する土地の有効利用を促進する。

また、東日本大震災により災害危険区域に指定され用途転換が図られた石巻市釜・湊地区、東松島市みそら地区においては、産業系の土地利用を促進する。

3) 居住環境の改善又は維持に関する方針

区域区分の指定以前からの既成市街地では、家屋の密集に加えて、狭い道路や行き止まり、公園・緑地等の不足がみられる。

このため、狭隘道路の改善等の住環境整備事業に加えて、地域の防災拠点の整備、広域避難地・避難路並びに公園・緑地等の確保、建築物の不燃化、幹線道路・区画道路網の充実強化により、災害に対する安全性を高め、災害に強い都市を構築するとともに、下水道の整備拡充等により、総合的な環境整備を進め、良好な市街地の形成を図っていく。

4) 公害防止又は環境改善の方針

用途地域の指定又は変更に当たっては、工業地と住宅地が隣接する、或いは近接する場合は、騒音、振動、悪臭等の影響を考慮し、十分な緩衝帯の設置や非住居系施設を誘導する等の周辺環境との調和について配慮するとともに、加えて、主要な幹線道路や飛行場の周辺地域では、沿道緑地の配置、業務系や沿道サービス型の施設を誘導するなど、これらの交通施設と調和のとれた土地利用計画となるよう努める。

また、宅地造成事業、道路建設事業、工業団地造成事業等の規模が大きく環境に与える影響が著しい事業については、環境影響評価法及び環境影響評価条例等に基づき、環境影響評価を実施し、生活環境や自然環境の保全に努めるとともに、適正な土地利用と周辺環境と調和した整備を進める。

5) 被災市街地の土地利用の方針

被災市街地のうち、将来の土地利用方針が定まっていない地区においては、産業用地や観光交流・レクリエーション系の土地利用を中心として、地域特性を踏まえた適正な土地利用方針を定め、土地の有効利用を促進する。

6) 空き家・空き地に関する方針

「コンパクト・プラス・ネットワーク」を目指す立地適正化計画の居住及び都市機能誘導区域の考え方をもとに、空き家バンクを活用した市場性や利用価値のある空き家・空き地の流通の活性化を図るとともに、権利関係が複雑なために活用が難しい空き家・空き地については、低未利用地土地権利設定等促進計画や立地誘導促進施設協定（コモنز協定）の活用により、有効活用を促進する。

また、発生した空地の適正管理や有効利用の促進（抜けた穴を塞ぐ、埋める）方策や、土地・建物の利用放棄が起きにくい環境整備（穴の発生を防止する）方策を検討し、地域の実情に即した対処と予防に努める。

⑤ その他の土地利用の方針

1) 優良な農地との健全な調和に関する方針

宮城県穀倉地帯である本区域は、旧北上川、鳴瀬川・吉田川等の主要河川の流域に、平坦で良好、かつ集団的な農地を有し、ほ場整備事業等により計画的な農地整備が進められている。これらの農地は、農業生産を確保する重要な土地であるとともに、美しい田園景観を構成しており、今後とも農業施策と調整をし、その活用と保全を図る。

また、農業の振興と都市的土地利用との調和を図るため、大きく2つの観点に基づき農地の保全を図るものとする。

●優良農地の保全

本区域の平坦で良好な農地は、県内でも有数の穀倉地帯であり、特に石巻市稲井地区や石巻市から東松島市にかけて広がる農地は、集団的で良好な農地として生産基盤の整備等を図りながら競争力が高く生産性の高い優良農地として保全していく。

・集団性の高い農地の保全

農地としての面的まとまりが大きく、今後とも良好な農業環境の確保が可能な農地は、団地規模を確保するよう極力保全する。

・生産性の高い農地の保全

ほ場整備事業等が完了又は施行中で、今後とも高い生産性が確保されている農地は保全する。

・都市部への生鮮野菜等の安定供給地としての農地の保全

市街地周辺で生鮮野菜、工芸農作物等の生産適地となっており、今後ともこれらの農作物の都市部への安定供給地として確保すべき農地は努めて保全する。

●都市的土地利用との調和

市街化区域の拡大をはじめ、市街化調整区域内の農業振興地域等における農地の土地利用転換に当たっては、周辺の農地への影響等に十分配慮するとともに、事業の実現性や道路、下水道等都市基盤施設の整備の確実性等を見極めながら、農業施策との調整を行っていく。

また、水田においては「流域治水」の取組として推進される「田んぼダム」が雨水貯留能力を最大限活用し、洪水被害を緩和する機能を持つことから、都市的土地利用の災害防止の観点からも保全を図っていくものとする。

2) 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

大津波の被害により災害危険区域に指定し居住を制限している地区や、丘陵地の砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域等は、災害発生の恐れがあることを踏まえ、市街化を抑制するとともに、土地利用の現況を勘案しながら、市街化調整区域に編入することを検討する。なお、既に災害発生の恐れがある地域に市街地が形成されている場合においては、立地適正化計画の防災指針などにより、災害リスクをできる限り回避あるいは低減させるために必要な防災・減災対策を計画的に実施する。

また、丘陵地においては土砂災害警戒区域等の指定、沿岸部においては津波・高潮対策や保安林復旧を推進することにより、自然災害防止に努める。

3) 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

美しい自然景観を有する特別名勝松島や三陸復興国立公園をはじめ、都市の骨格的な緑地環境を形成する旭山、硯上山、万石浦周辺の県立自然公園旭山や硯上山万石浦県立自然公園に連なる丘陵地、主要な河川や万石浦等の水面及び沿川の緑地、貴重な動植物の生息地である石巻市牧山一帯、籠峰山等については、積極的にその保全を図る。

4) 復興事業による農地の復旧の方針

市街化調整区域において東日本大震災から復旧した農地については、原形復旧にとどまらず一層効率的な農業経営ができるよう整備したところであり、引き続き良好な農地として保全を図る。

5) 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

市街化調整区域の集落、農地、山林等については、無秩序な開発の防止を図るため、地域内の空き家等の建築物ストックの未利用状況を把握し、利用可能な建築物ストックの利活用を推進し、農林漁業の健全な発展との調和等を図りながら、その環境の維持、保全を図っていく。

その中でも地域の中心的な集落で、基礎的な公共公益施設や商店等の日常生活サービス機能が立地している地区については、生活サービス機能の確保等に努め、周辺集落と連携する生活拠点の形成と地域コミュニティの維持を図る。

また、集落環境の改善、向上を図る必要がある地区については、地区計画制度等を活用し、田園環境や自然環境と調和した居住環境の向上と活力の維持を図っていくものとする。

さらに、「田園回帰」による移住・居住ニーズへの対応や農山漁村集落での宿泊体験や農林漁業体験を通じた地域交流、相互理解が促進されるように、農山漁村環境の保全を図る。

6) 計画的な市街地整備の見通しがある区域に関する方針

次の条件を満たす地区は、市街化区域への編入を予定する地区として整備目的、区域等を明らかにする。

- ・ 県及び市町の総合計画等の関連計画に位置づけられていること
- ・ 人口動向及び市街地の規模からみた宅地の供給等に応じた住宅地、都市的サービスの向上に寄与する商業・業務地、新・宮城の将来ビジョンにおける「富県宮城」を実現するために必要な工業地・流通業務地等、新たな市街地形成が必要であること
- ・ 自然公園区域等の区域を含まず、環境保全上支障がないこと
- ・ 工業地・流通業務地以外は既存市街化区域に隣接し、隣接する市街化区域内に広範囲な未利用地・空宅地がないこと
- ・ 計画目標年次までに建築等の需要が確実な地区であること
- ・ 生活・交通利便性が一定水準以上であること（工業・流通系を除く）

また、市街化区域への編入を予定する地区は、予定されている市街地整備が確実になされるよう、次の条件を全て満たした段階で市街化区域への編入を行う。

- ・ 開発主体が定まっていること
- ・ 必要な環境保全対策の実施が確実であること
- ・ 具体的な開発計画及び事業計画が作成されていること
- ・ 開発計画の実施及び必要な道路等の都市施設の整備が確実であること
- ・ 関係法令との整合性が図られていること

さらに、市町村の総合計画等の関連計画に位置づけられ、環境保全上支障がない区域のうち、本方針の目標を達成するために必要となる開発計画区域については、将来、市街化区域への編入が見込まれる区域とする。

その対象となる地区及び開発目的は、次頁に示すとおりである。

【市街化区域編入予定地区】

番号	市町村名	土地利用	備考
1	石巻市	住居系	界線整除によるもの
2	東松島市	工業・商業・住居系	
3	女川町	工業系	

今後、こうした区域については、計画の進展を図りながら具体的な開発計画等が確定するなど、市街化区域編入予定地区が市街化区域へ編入される際の必要条件と同等の条件が満たされた段階で、農業、環境等の必要な調整を行い、市街化区域への編入を行う。

(2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

① 交通施設の都市計画の決定の方針

1) 基本方針

ア) 交通体系の整備の方針

本区域は、広域仙台都市圏と三陸沿岸地域を結び、太平洋沿岸の国土軸として位置づけられる三陸縦貫自動車道が通っており、この三陸縦貫自動車道を基軸として、石巻市中心部から放射状に国道 45 号、国道 108 号、国道 398 号等の主要な国県道が骨格を形成している。

都市計画道路の整備延長は 128.42 km で、整備率は 76.6% (令和 4 年 3 月末) となっており、被災した市街地のほか、石巻市街地内で未整備路線が多い。これにより起きる慢性的な交通混雑が日常生活や産業活動に影響を及ぼしているため、市街地内の道路や、中心部を迂回する広域的な道路の整備が求められている。

東日本大震災では、三陸縦貫自動車道を除く沿岸部の多くの道路が、流出した家屋や自動車により閉塞し、避難、救急活動、緊急物資輸送の際に大きな支障をきたしたため、防災機能を有する新たな道路の整備が進められている。

また、「富県躍進」を支える県内産業の持続的な成長促進に向け、産業拠点の形成及び地域連携を支援する広域道路ネットワークや、地域の交流・連携の基盤となる道路整備が求められている。

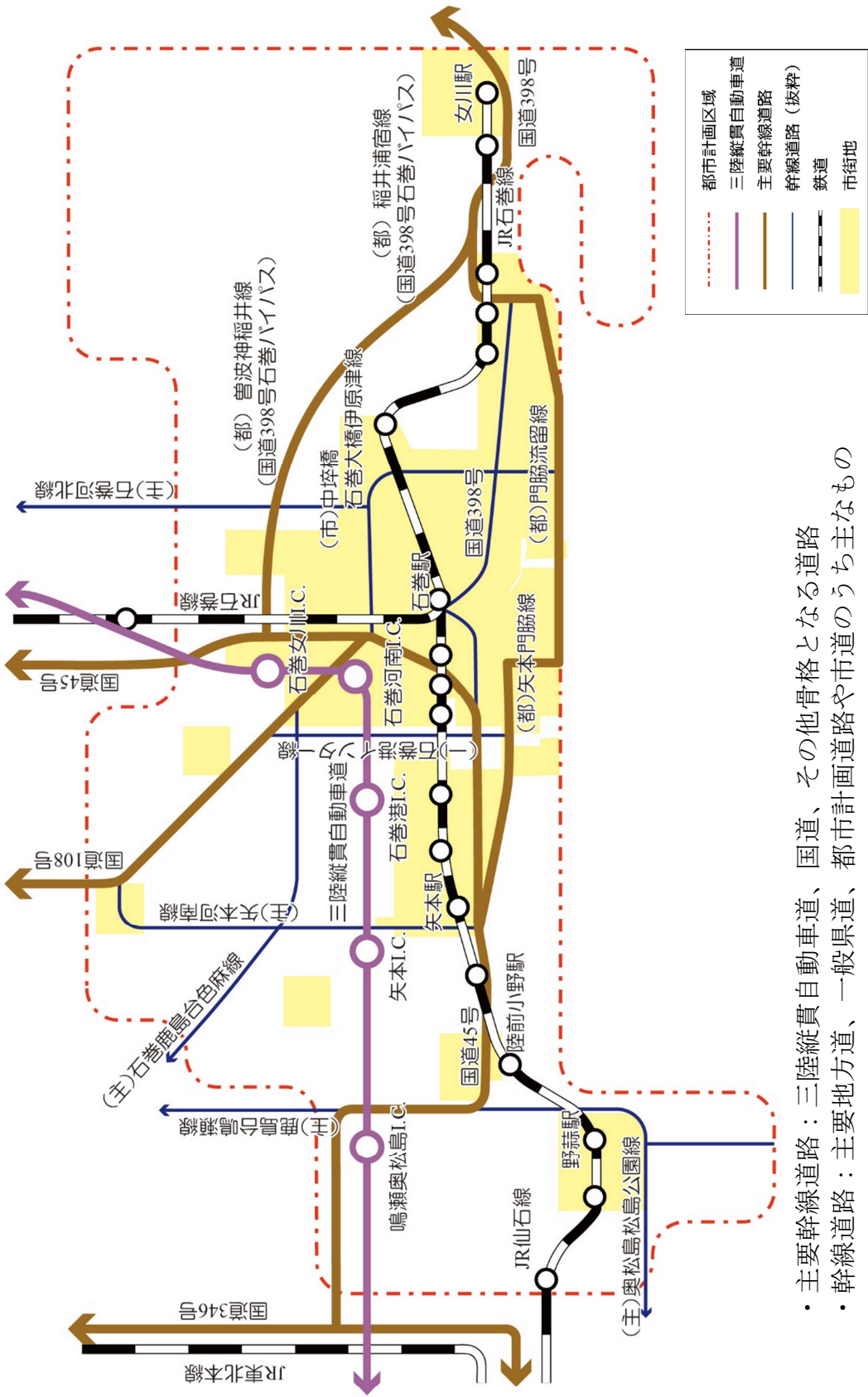
JR 仙石線と JR 石巻線は、都市内や都市間の通勤・通学、観光等の移動・輸送を担っており、今後、予想される急速な人口減少・超高齢社会の進展に対応する集約市街地とそれと連携した公共交通ネットワークの構築等に向けて、輸送力や輸送量の維持・充実や所要時間の短縮を図るとともに、バス、自動車、自転車等の各種交通との結節機能の強化が求められている。また、公共交通による交流・観光利用の促進が求められている。

このような現況を踏まえ、目標とする都市構造の実現を図るため、交通施設の基本方針を次のとおり定め整備を促進していく。

□ 交通体系整備の基本方針

- 災害に強い都市構造への転換を図るため、防災機能を有した道路整備を図る
- 人口減少・超高齢社会の進展に対応する集約市街地とそれと連携した身近な公共交通ネットワークの維持・拡充、交通結節点の機能強化を図る
- 産業拠点の形成及び地域連携を支援する広域道路ネットワークの整備や、地域の交流・連携の基盤となる道路整備を推進するとともに、公共交通による交流・観光利用を促進する

□ 交通体系の整備の方針



- ・主要幹線道路：三陸縦貫自動車道、国道、その他骨格となる道路
- ・幹線道路：主要地方道、一般県道、都市計画道路や市道のうち主なもの

イ) 整備水準の目標

将来の幹線道路ネットワークは、本区域の骨格を構成する主要幹線道路、市街地の土地利用を支援、誘導する骨格となる幹線道路、宮城県震災復興計画及び市町震災復興計画等で位置づけている主な都市計画道路等とし、その整備水準の目標を次のとおりとする。

□ 整備水準の目標

	基準年	令和 12 年
幹線道路ネットワークの整備率	84.7%	85.5%

注) 1.基準年は令和 4 年 3 月末現在の整備率

2.なお、整備率の算出は以下のとおりとする。

整備率＝（幹線道路ネットワークの整備済み延長（概成済含む）

＋事業着手中及び予定の路線延長）÷幹線道路ネットワークの延長

幹線道路ネットワーク

- ・ 主要幹線道路：三陸縦貫自動車道、国道、その他骨格となる道路

- ・ 幹線道路：主要地方道、一般県道、都市計画道路や市道のうち主なもの

2) 主要な施設の配置の方針

ア) 道路

交通施設の整備に当たっては、広域的な道路ネットワークの結節点となる地理的条件を活かし、上位計画や目標とする都市構造・土地利用との整合や道路機能の明確化を図りながら、自動車やバス等の公共交通を適切かつ円滑に処理できるよう進めるとともに、災害に強い都市構造への転換を図るため、防災機能を有した道路の整備を推進する。

イ) 高規格幹線道路

三陸縦貫自動車道を新たな産業拠点の形成や観光地としての機能充実を図る交通軸として位置づけ、仙台市をはじめとした本区域内外の広域交通需要への対応及び他圏域との連携強化を図る。

ii) 主要幹線道路

国道 45 号、国道 108 号、国道 398 号等を主要幹線道路と位置づけ、三陸縦貫自動車道へのアクセスを強化し周辺圏域との連携強化を図るとともに、沿岸部において防災機能を強化するため、国道 108 号石巻河南道路や国道 398 号石巻バイパス（沢田工区）の整備を推進する。

iii) 幹線道路

主要幹線道路と連携して市街地の交通機能強化を図るとともに、災害時における避難路・輸送路となる道路や復興まちづくりに関連する道路の整備を推進する。

iv) 交通広場

JR 仙石線と JR 石巻線の JR 各駅周辺では、高齢者でも出歩きやすく、若年層にも魅力的なまちづくりに向けて、自動車、バス、歩行者等の各種交通と鉄道との有機的結合を図るため、必要に応じ交通広場の整備を検討していく。

イ) 駐車場

石巻駅周辺をはじめとする商業地では、買物目的の駐車場・駐輪場の確保が不十分であるため、交通渋滞や交通事故、放置自転車等の問題を引き起こし、これが中心商店街停滞の一因となっている。このため、道路整備に合わせて各地区の特性、機能に応じた計画的な駐車場・駐輪場整備を進め、商業機能の集約立地に伴う駐車需要増大に対応していく。

また、交通結節点として、今後とも通勤通学のための駐車・駐輪需要が大きく見込まれる鉄道駅周辺については、計画的な駐車場・駐輪場の整備を進めていく。

ロ) 鉄道、バス等の公共交通

JR 仙石線と JR 石巻線については、JR 仙石線石巻あゆみ野駅の整備や、JR 東北本線への乗り入れ（仙石東北ライン）による仙台方面への所要時間短縮等により利便性の向上が図られた。今後は、「パーク・アンド・ライド」等の実施により交通結節機能の強化を図る。

バスについては、今後の急速な人口減少・超高齢社会の進展や地球環境負荷の削減に対応するため、持続可能で誰もが暮らしやすい都市構造への転換とこれと連携した公共交通ネットワークの維持・拡充する等、誰もが生活する中で公共交通を利用して移動することができ、さまざまな生活活動の基盤を支える公共交通ネットワークの実現を目指す。

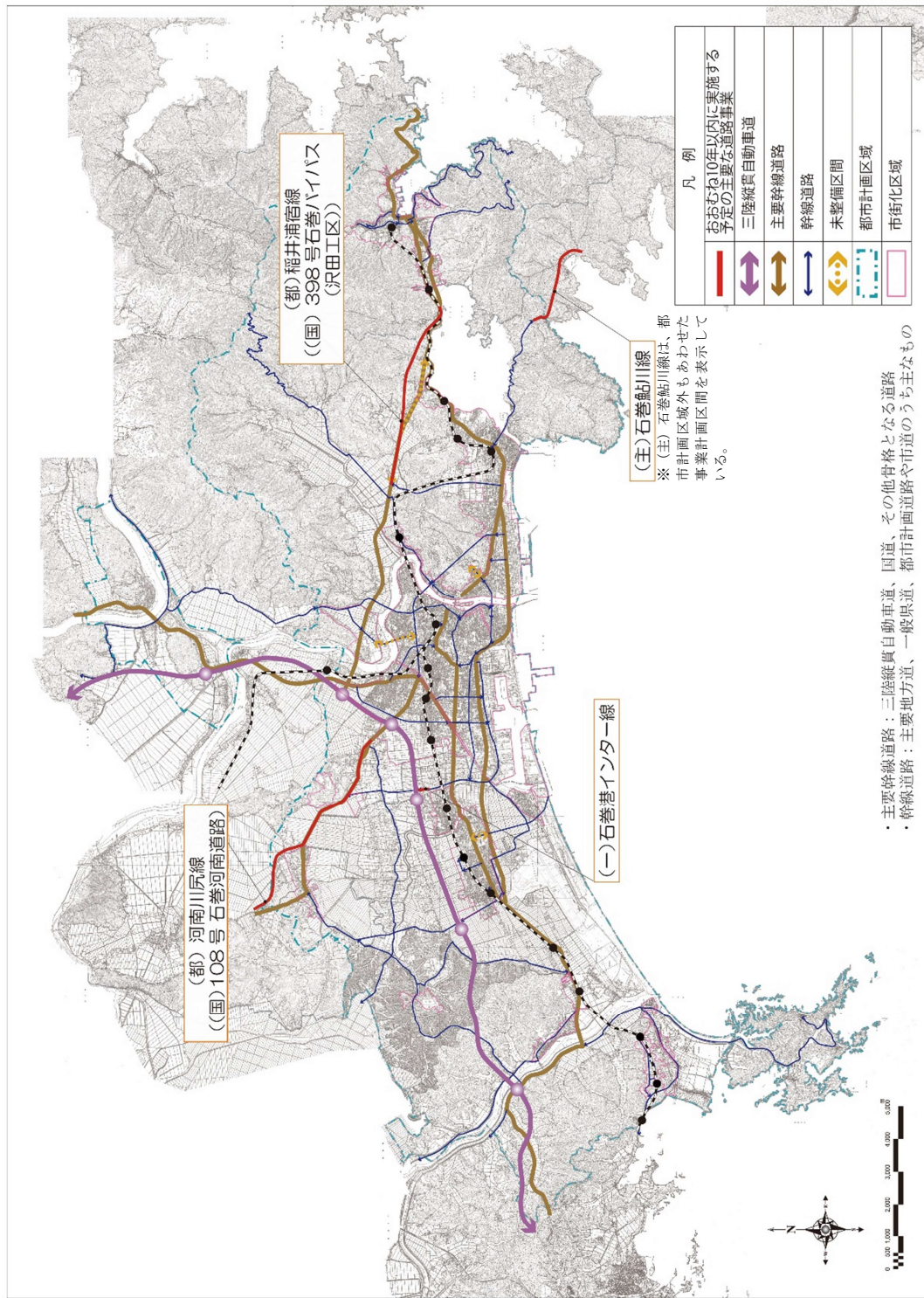
3) 主要な施設の整備目標

おおむね 10 年以内に実施する予定の主要な事業は次のとおりとする。

□ おおむね 10 年以内に実施する予定の主要な事業

区 分		名 称	市町名	整備区間等	事業主体
道路	主 要 幹線道路	(都) 河南川尻線 (国道 108 号石巻河南道路)	石巻市	蛇田～北村	国
		(都) 稲井浦宿線 (国道 398 号石巻バイパス (沢田工区))	石巻市 女川町	真野～ 浦宿浜	国
		(主) 石巻鮎川線	石巻市	桃浦	宮城県
	幹線道路	(一) 石巻港インター線	東松島市	赤井七反谷地 ～赤井南三	宮城県

□ おおむね 10 年以内に実施する予定の主要な事業



② 下水道及び河川・海岸の都市計画の決定の方針

1) 基本方針

ア) 下水道及び河川・海岸の整備の方針

イ) 下水道

市街地、農山漁村等を含めた市町全域で効率的な污水处理施設の整備をより一層推進するため、建設費と維持管理費を合わせた経済比較を基本としつつ、地域特性や地域住民の意向を考慮し、効率的かつ適正な整備を行っていく。

下水道の施設整備計画の策定に当たっては、市街化の動向と十分に整合を図り、効率的な施設整備を進める。

また、確実に安定した下水処理を実施するため、老朽化施設や耐用年数が経過した施設を適切な時期に改築・更新するとともに、暮らしに欠かせないライフラインとして大規模災害時にもその機能が発揮できるよう、施設の耐震化や代替処理機能の確保を図っていく。

雨水については、東日本大震災に伴い浸水被害の危険性が一層高まった地区もあるため、排水区域の見直しや新たな排水施設の整備等により、総合的な対策を図るとともに、その他の地区については、放流先河川の整備状況との整合を図りつつ、施設整備を推進する。

污水については、快適で安全な質の高い生活環境の確保と公共用水域の水質保全等を図るため、特に人口及び産業の集積している地区や復興特区法の特例を活用して整備している新市街地等について、整備手法の効率的な組み合わせにより重点的に整備を進めていく。

令和4年度末現在の全体計画に対する下水道整備率をみると、石巻市が76.0%、東松島市が86.1%、女川町が87.8%と圏域全体で79.3%であり、宮城県の平均整備率を下回っている。

□ 下水道整備の基本方針

- 市街化の動向と十分に整合を図り、効率・効果的な施設整備を推進する
- 老朽化施設の更新及び施設の耐震化等を推進する
- 雨水については、浸水被害の危険性が一層高まった地区について、総合的な対策を図り、その他の地区については、放流先河川の整備状況との整合を図りつつ、施設整備を推進する
- 污水については、地域に適合した効率的な污水处理施設を組み合わせ、重点的に整備する

ii) 河川・海岸

令和元年東日本台風では河川堤防に甚大な被害を受けており、近年の気候変動を考慮した治水安全度の確保や頻発化・激甚化する自然災害への対策として、防災・減災が主流となる社会を目指し「流域治水」の考え方にに基づき、堤防整備、ダム建設・再生などのハード対策と、集水域（雨水が河川に流入する地域）から氾濫域（河川等の氾濫により浸水が想定される地域）にわたる流域のあらゆる関係者が一体となったソフト対策を多層的に進め、水災害対策を推進する。

また、市街地内を環流する中小河川については、市街地整備と連携した治水対策事業等を重点的、効率的に推進し、安全で安心な地域づくりを進めるとともに、水質や豊かな水辺環境の保全に向けて水資源の確保、流水の正常な機能の維持等の河川環境保全を図っていく。

なお、河川は、市街地における貴重なオープンスペースであり、改修に当たっては、河川が本来持っている動植物の良好な育成環境に配慮し、生活と調和する美しい自然環境の保全・創出に配慮した川づくりを行う必要がある。

さらに、近年は河川の持つ憩いやレクリエーションの機能に着目した「かわまちづくり」による賑わい創出がなされており、本区域に令和4年3月に整備された旧北上川の「復興かわまちづくり」を活用し、河川を活かした親水空間の維持・保全を進めていく。

□ 河川・海岸整備の基本方針

- 被災施設の復旧と津波対策、自然災害対策のための上下流一体となった総合的な施設整備を推進する
- 市街地内を環流する中小河川については、流域の河川整備計画や下水道整備計画と整合を図りながら、防災調整池の設置など、市街地整備と連携した治水対策事業等を推進する
- 水質や豊かな水辺環境の保全を図っていく
- 河川改修は、河川の有する治水機能を阻害しない範囲で、公園・緑地機能や環境機能を十分に発揮するよう、親水性等に配慮した河川整備を推進する
- 旧北上川の「復興かわまちづくり」を活用し、河川を活かした親水空間の維持・保全を進める

イ) 整備水準の目標

i) 下水道

公共下水道については、市街化区域及びその隣接する人口集積の高い集落について、処理可能となるよう目標を定める。

ii) 河川・海岸

河川及び海岸については、津波対策や市街地中心部及び治水上の隘路箇所及び被害頻度の高い河川の整備を優先する。特に、治水対策については、必要性や緊急性を比較検討の上、整備効果が大きく5～10年で一定の効果が発揮される事業箇所について一連の区間を整備していく。

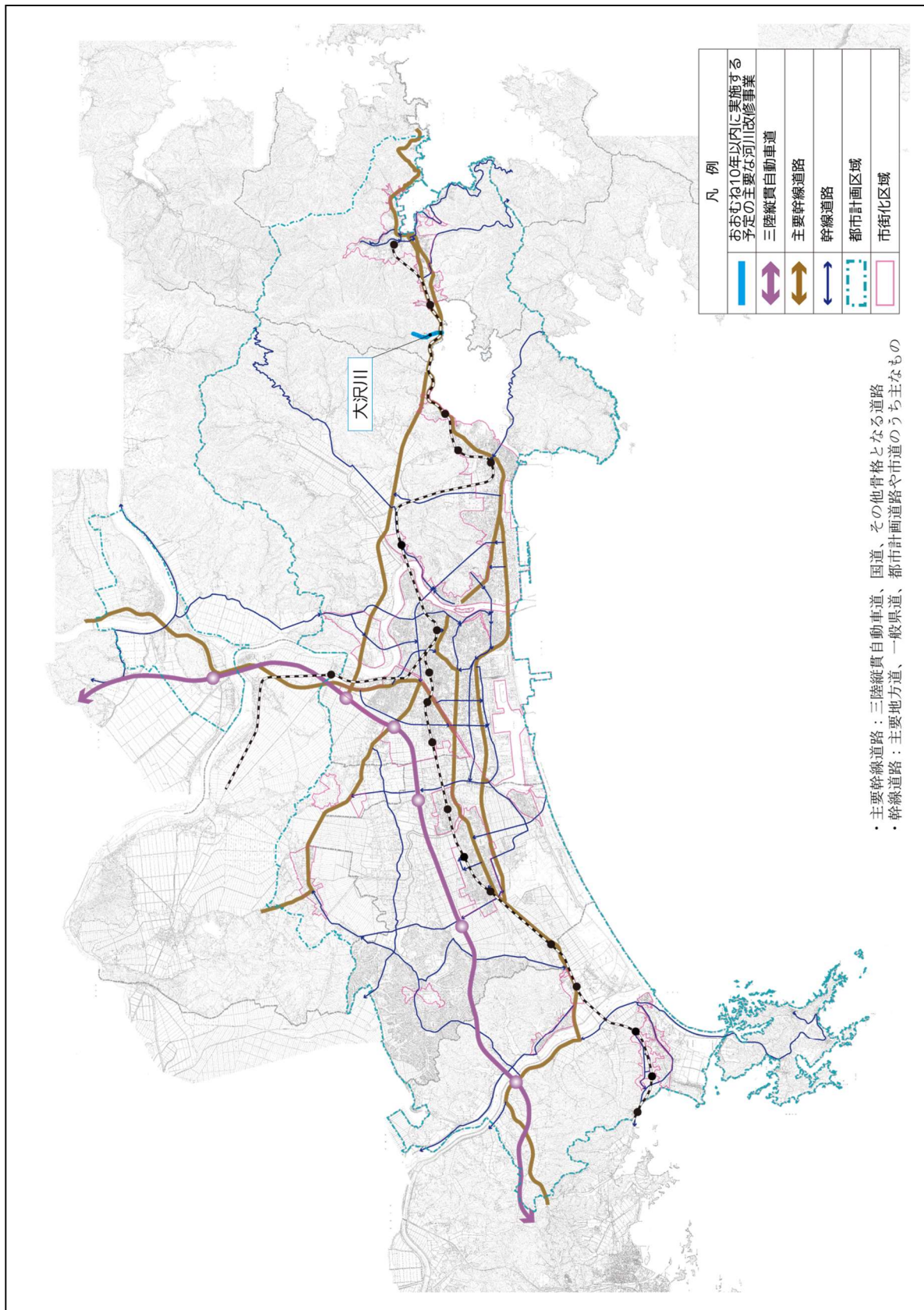
2) 主要な施設の整備目標

おおむね10年以内に実施する予定の主要な事業は次のとおりとする。

□ おおむね10年以内に実施する予定の主要な事業

種 別	名 称	市 町 名	事 業 主 体
下水道	北上川下流流域関連公共下水道	石 巻 市 東 松 島 市	石 巻 市 東 松 島 市
	北上川下流東部流域関連公共下水道	石 巻 市 女 川 町	石 巻 市 女 川 町
河川	二級河川大沢川	女 川 町	宮 城 県

□ おおむね 10 年以内に実施する予定の主要な事業



③ その他の都市施設の都市計画の決定の方針

1) 基本方針

ア) その他の都市施設の整備の方針

一般廃棄物の処理施設の整備に当たっては、循環型社会の形成に向け、廃棄物の 3 R（発生抑制、再使用、再生利用）を推進しつつ、適正かつ最適な循環的利用及び処分システムの構築を図っていく。

ごみ焼却施設については、日常的・定期的に適切に維持管理しながら、稼働後 10 年から 15 年の時点で、比較的耐用年数の短い重要機器・設備を更新する大規模改修工事を実施することにより、10 年から 15 年程度の延命が図られることから、当面は延命化計画により対応する。

□ その他の都市施設の基本方針

- 一般廃棄物の処理施設や火葬場等の整備に当たっては、周辺環境に配慮した適正な土地利用を図るとともに、最適な操業システムの構築を図る

2) 主要な施設の整備目標

延命化計画により、今後 10 年程度の延命を図りながら維持管理しつつも、長期的な観点から施設の更新を検討する。

おおむね 10 年以内に実施する予定の主要な事業は次のとおりとする。

□ おおむね 10 年以内に実施する予定の主要な事業

種 別	名 称	市 町 名	事 業 主 体
ごみ焼却施設	未 定	石 巻 市 東 松 島 市 女 川 町	石巻地区広域 行政事務組合

(3)市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

① 主要な市街地開発事業の決定の方針

本区域は、一部で大規模な土地区画整理事業が行われたほかは、小規模かつ分散的な民間開発行為により市街化が進んできた。

東日本大震災後は、大津波により被災した市街化区域や隣接する市街化調整区域において、復興特区法の特例を活用した被災市街地復興土地区画整理事業や市街地再開発事業等により、新市街地整備が進められ、おおむね完了している。

今後の市街地開発に当たっては、周辺の優れた自然環境との調和や都市防災面等に配慮しながら、既成市街地の高度利用、遊休土地の有効利用や整備済みの住宅地への人口収容を図っていくとともに、居住地や都市機能が集積し公共交通の結節点としてアクセス性の高い地区に対して面的整備や地区計画等の導入を検討しながら、良好な市街地の形成を進めていく。

② 市街地整備の目標

本区域における市街地開発事業のうち、おおむね10年以内に実施する主要な事業は特に予定されていないが、必要に応じて、治水対策や居住誘導等の計画と連携した良好な市街地形成を図る。

(4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

① 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

1) 基本方針

ア) 公園・緑地整備の基本方針

本区域における公園・自然的環境の現状を踏まえ、総合的な公園、緑地体系の整備を進めていくとともに、恵まれた自然資源や観光資源を活用して観光・レクリエーション機能の整備、拡充を図るとともに、それらが持つ多面的機能を発揮できるよう保全する。

特別名勝松島、三陸復興国立公園をはじめとする優れた自然環境、歴史的風土及び郷土景観を構成する緑地に恵まれており、今後とも優先して保全する。一方、都市内の公園、緑地は不足している状態にあるため、これら公共空地の整備を行い、良好な都市環境の保全や都市景観の形成を図ることにより快適な都市生活を支えていくとともに、災害に対する安全性の向上、にぎわい・コミュニケーションの場の形成を促進し、健康と安全・安心が確保されるうるおいのあるまちづくりを進めていく。本区域における公園・自然的環境の現状を踏まえ、総合的な公園、緑地体系の整備を進めていくとともに、恵まれた自然資源や観光資源を活用して観光・レクリエーション機能の整備、拡充を図るものとする。

□ 公園・自然的環境の基本方針

- グリーンインフラを基本とした、持続可能で魅力的な緑地環境の整備・維持管理
- 優れた自然環境、歴史的風土及び郷土景観を構成する緑地の保全と活用
- 公園、緑地の保全・整備により良好な都市環境の保全や都市景観の形成
- 市民との協働や公民連携による公園・緑地環境の維持管理・活用
- 公園・自然的環境の保全・活用による環境保全、災害防止、水資源のかん養、健康維持、やすらぎ・交流の場の提供などの多面的効果の発揮

イ) 公園・緑地の確保目標水準

都市計画公園・緑地の整備水準の目標を次のとおりとする。

□ 整備水準の目標(都市計画公園・緑地)

	基準年	令和12年
都市計画公園・緑地の供用面積	191.4 ha	196.7 ha
住民1人あたりの公園・緑地等面積	12.7m ² /人	14.7m ² /人

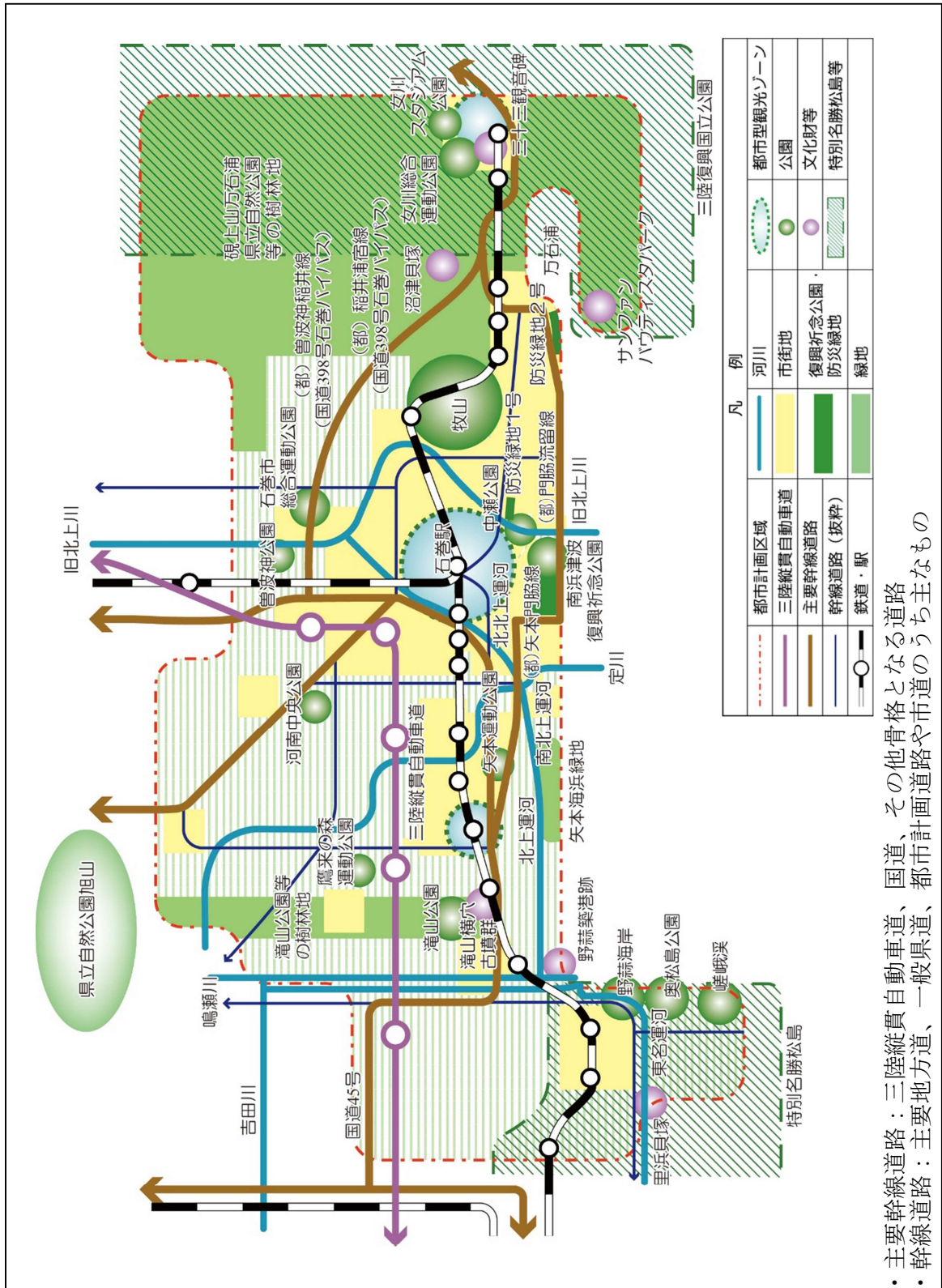
注) 1. 基準年は令和4年3月末現在

2. 各面積の算定は以下のとおりとする

基準年の面積＝都市計画公園・緑地の供用済みの面積

目標年の面積＝基準年の面積＋都市計画決定し、供用予定の公園・緑地面積

□ 公園・自然的環境の整備及び保全の方針



2) 主要な自然的環境の配置の方針

自然的環境の配置計画に当たっては、主として存在機能に着目した環境保全系統及び歴史文化系統、都市景観構成要素としての機能に着目した景観構成系統、利用機能に着目したレクリエーション系統、防災機能に着目した防災系統の5つの系統ごとに均衡ある配置を図る。

ア) 環境保全系統

優れた自然資源、既成市街地に隣接する保安林、河川区域、都市基幹公園等を都市の骨格を形成する緑地として保全する。

また、県立自然公園旭山や硯上^{けんじょうざんまんごくら}山万石浦県立自然公園に連なる丘陵地等の保全を図り、市街地内の環境の維持向上に向け、グリーンインフラを活用した都市公園の整備を行うほか、地域緑化、道路緑化を進めていくとともに、市街地環境の維持、向上を図るため、良好な屋敷林、斜面緑地、主要神社の緑地、史跡、並木等の整備、保全を図る。

イ) 歴史文化系統

文化財として極めて高い価値を持つ寺院、神社、史跡や特別名勝松島等の優れた自然環境を保全するとともに、日本最大と言われる里浜貝塚周辺や野蒜築港跡、石巻市の沼津貝塚、東松島市の赤井官衙遺跡群^{あかいかんがいせきぐん}（赤井官衙遺跡 矢本横穴）、女川町の三十三観音碑周辺等については歴史的遺構の活用を図り、歴史文化拠点として位置づけ、総合的な施設・景観整備を進める。

また、本県沿岸部の歴史的河川である東名運河、北上運河については、その景観等を保全するとともに、公園・緑地の整備等と連携し、周辺の自然環境に配慮した統一性のある整備を図っていく。

ウ) 景観構成系統

特別名勝松島は日本三景の一つとして優れた景観を有しており、国際化の時代に対応する質の高い観光地として整備する際にもこれらの景観を損わないように配慮する。

また、旧北上川河口部の都市景観と、三陸復興国立公園の一部をなす女川町東部の海岸や、万石浦周辺の区域等の優れた景観を構成する市街地周辺の丘陵地等の保全を図っていく。

さらに、区域区分制度の活用による乱開発の防止、発電施設設置の規制検討、土地利用規制の適切な運用により、優れた自然景観の保全を図る。

エ) レクリエーション系統

特別名勝松島に代表される松島湾一帯はその景観に十分配慮しながら松島町や周辺市町と一体となって国際観光・リゾート拠点として整備するほか、万石浦等の海浜部やサン・ファン・バウティスタパークを活用し、親水空間の確保に配慮した緑地等の快適で魅力ある空間の創造を図る。

また、本区域におけるスポーツ活動の拠点として、女川総合運動公園の活用を進める。さらに、海水浴場や野外活動の場として、海岸や公園等の利活用の検討を進めていく。

わ) 防災系統

自然災害防止や被害低減のために、保安林等を積極的に保全していくほか、津波被害を低減させるための防災緑地、避難場所・災害応急活動拠点を兼ね備えた防災公園の維持を図る。

また、工業団地等と隣接あるいは近隣する住宅地との間に緩衝緑地帯を設けるほか、密集市街地での延焼防止機能を持つ樹林地やオープンスペースとしての河川緑地の保全を図っていく。

3) 実現のための具体の都市計画制度の方針

ア) 公園・緑地の配置方針

公園・緑地の配置方針は次表のとおりとする。

□ 公園・緑地の配置方針

公園・緑地の種別	配置の方針
住区基幹公園	利用圏域人口、誘致距離、市街地の開発、土地利用状況及び防災集団移転促進事業等を勘案し、整備する。
総合公園	都市住民のレクリエーションの拠点として、都市を基本にしつつ、人口規模に配慮して整備する。また、女川総合運動公園の積極的な活用を図る。
運動公園	都市住民のスポーツや観光の拠点として、既存施設の積極的な活用を図る。
広域公園	矢本海浜緑地及び石巻南浜津波復興祈念公園の維持・活用を図る。
特殊公園	歴史公園を石巻市（沼津貝塚公園）、風致公園を東松島市（滝山風致公園、牛網公園）に位置づけ、その整備を図る。
その他	石巻市東部に防災緑地の整備を図る。また、定川、東名運河及び北上運河の河川緑地を確保する。

イ) 特別緑地保全地区等の指定方針

特別緑地保全地区等の指定方針は、次表のとおりとする。

□ 特別緑地保全地区等の指定方針

地区の種別	指定方針
特別緑地保全地区	石巻市市街地の羽黒山、日和山の斜面、樹林地等、東松島市の小野城跡について指定の検討を行う。
風致地区	市街地から望見される石巻市市街地北部及び東部の丘陵地、万石浦、女川湾を囲む丘陵地等景観構成上重要な緑地について保全の検討を行う。また、東松島市の牛網池周辺、大仏山周辺、富山一帯について指定の検討を行う。

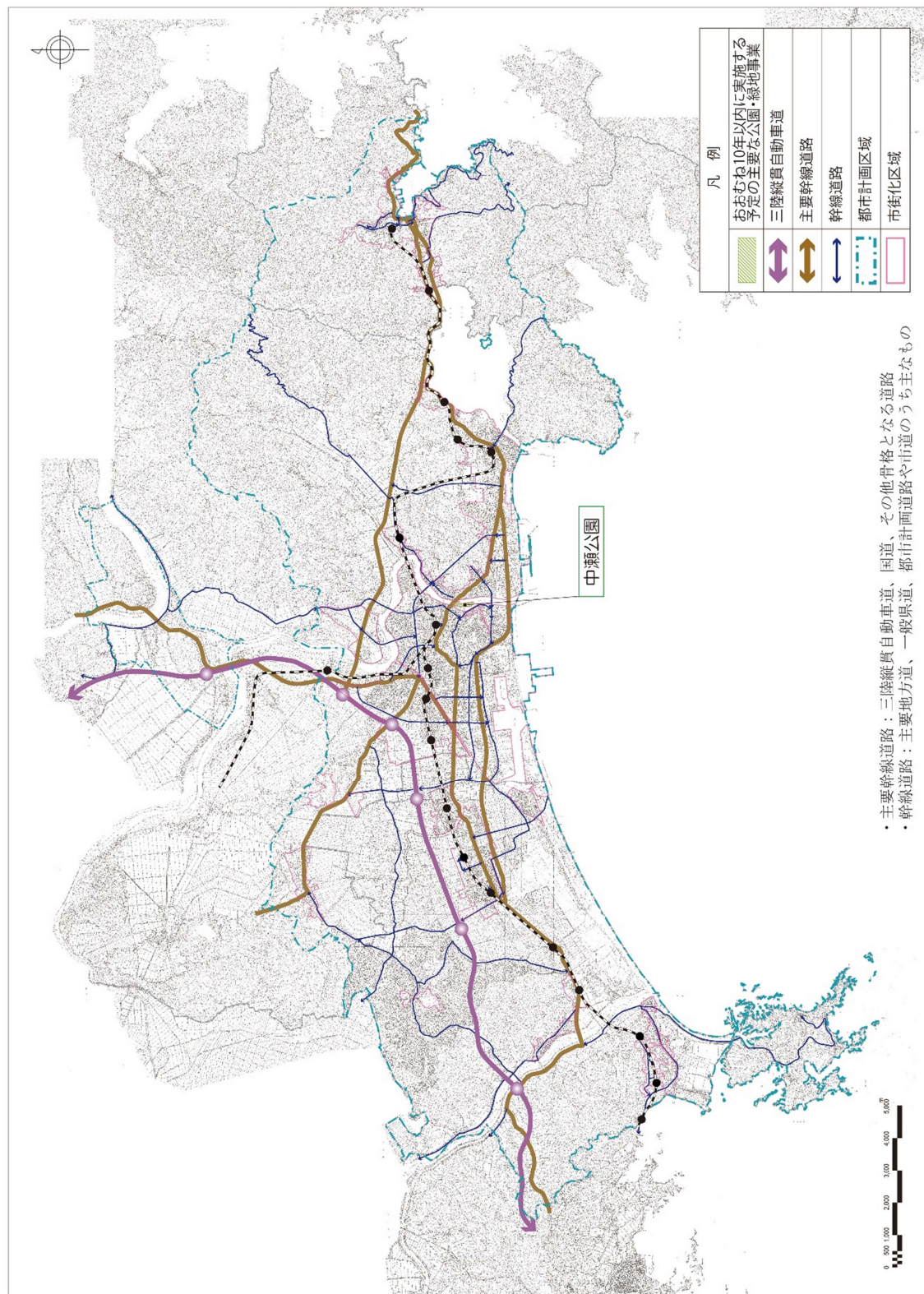
4) 主要な公園・緑地の整備目標

おおむね10年以内に実施する予定の主要な事業は次のとおりとする。

□ おおむね10年以内に実施する予定の主要な事業

種別	名称	市町名	事業主体
地区公園	中瀬公園	石巻市	石巻市

□ おおむね 10 年以内に実施する予定の主要な事業



(5)防災に関する都市計画の決定の方針

① 防災に関する都市計画の決定の方針

1) 基本方針

東日本大震災や令和元年東日本台風などの災害を踏まえ、災害による被害を最小化し迅速な復旧を図る「減災」の考えにより防災機能の充実・強化を図る。また、地震・津波に対する被害の実情と教訓の伝承を促進する。

さらに、近年多発する豪雨や土砂災害等の自然災害については、「流域治水」の考え方を踏まえ、あらゆる関係者が協働して水災害対策を行うとともに、危険な盛土などを規制し未然に発生を防止する。

□ 防災の基本方針

- 防災機能の充実・強化とインフラ施設の適正な維持管理
- 居住地の安全確保のための物資輸送・通信手段の確保のための避難ネットワークの整備
- 流域治水によるあらゆる関係者の協働した水災害対策の実施
- 各種ハザード区域の土地利用規制の強化、適切な誘導並びに移転の促進による災害被害の最小化
- 迅速な避難情報の発令や地域防災力の強化、コミュニティ形成促進などのソフト対策の充実

2) 大規模災害に対する方針

地震、津波、大雨、洪水等の自然災害、都市の火災や通信障害等の人為災害、これらが組み合わさり広域化、長期化、複合化する特殊災害^{※3}といった多様な大規模災害に対して、多重防御や強靱な防災構造の構築等のハード対策の強化とあわせて、迅速な警報発令や災害に関する情報提供の機能強化、円滑で確実な避難誘導等のソフト対策を行うことにより、被害の最小化に努める。

また、大規模災害を想定した十分な避難場所・緊急物資の確保を行うとともに、発災後、迅速に復興を行えるよう、行政機関の業務継続力の強化等を図る。

3) 避難・輸送ネットワークの形成の方針

これまでの災害では、三陸縦貫自動車道等の広域幹線道路が避難、救急活動、緊急物資輸送に大きな役割を果たし、その重要性が認識されたことから、広域幹線道路網を中心とした防災機能を有する新たな区域内の避難・輸送ネットワークの形成・強化を図る。

※3：特殊災害

人為災害が広域化した災害であり、自然災害と人為災害が組み合わさり発生する災害のこと
広域に被害が波及する災害、二次・三次災害の発生や拡大が見られる災害が含まれる

□ 石巻広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 付図

